



シンポジウム開催録「政策形成への研究者の関与と利益相反：専門知の利用と企業の影響力を考える」

神戸大学プラットフォーム科研

(Citation)

神戸法學雑誌, 76(1):293-358

(Issue Date)

2026-06-29

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100504907>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100504907>



神戸法学雑誌第七十六巻第一号二〇二六年六月

巻頭言

本稿は、2025年10月30日にTKPガーデンシティPREMIUM品川HEARTで行われた、神戸大学プラットフォーム科研主催の品川シンポジウムの記録である。シンポジウムのテーマは、「政策形成への研究者の関与と利益相反-専門知の利用と企業の影響力を考える」である。

本シンポジウムでは、近年、特に注目される、アカデミックキャプチャーという問題について、各分野で活躍される専門家からの報告にもとづき現状・課題を明らかにし、学術の信頼を維持するという研究者に課せられている社会的役割を果たすために、今後のあるべき方向性や具体的な施策について考察することを目的とした。

日本の立法・政策形成過程においては、大学研究者は専門知を提供する重要な役割を担っており、主に審議会・委員会や検討会を通して、大学研究者が有識者／専門家として関与している。加えて、学術論文も政策形成等の過程で一定の役割を果たしている。他方で、デジタル／AIを中心に技術革新や経済社会の変化に伴う、法制・規制が次々に変わっていく中で、交付金の削減、研究遂行、社会貢献という理由などから、立法・政策形成過程に関わる大学研究者は、さまざまな形で企業との関係を持っている実態があり、大学研究者の倫理、研究者の利益相反の問題は、医学の分野だけでなく、法学の分野でも顕著になりつつあるように思われる。

本シンポジウムは、日本の政策形成に法学の研究者がどのように関わるべきか、利益相反をどのように考えるか、ということを正面から扱ったシンポジウムとして先駆的であり、この意味でも意義がある。

当日の進行は、まず、「日本の政策形成過程：現状と課題」として、経済法学者の和久井理子教授（京都大学）から、本シンポジウムの企画趣旨説明（本誌298頁以下）があり、問題提起がなされた。続いて、具体的なテーマについて

の報告として、若江雅子氏（朝日新聞）より「データ保護法制を巡って」（本誌 300 頁以下）があり、個人データ保護法制について、海外との比較により、日本の現状について課題提起があった。森亮二弁護士（英知法律事務所）からは、「海賊版サイトブロッキング（通信の秘密）と著作権法をめぐる」（本誌 309 頁以下）というテーマで、政策形成過程の課題について報告があった。また、気候・エネルギー分野における政策決定プロセスの課題点について、安井裕之氏（Climate Integrate 公共政策ディレクター）より、「気候・エネルギー政策をめぐる」（本誌 316 頁以下）というテーマでの報告があり、和久井理子教授からは、「日本における審議会委員・研究者の利益相反管理」（本誌 323 頁以下）というテーマで、特に学会における利益相反管理について、実態調査に基づく報告等があった。

海外における利益相反の問題についての議論の動向はどうであろうか。分野によって様相は一様ではないかもしれないが、法学者等のアカデミックキャプチャーの問題は、喫緊の課題と捉えられる傾向にあると思われる。2025 年に、利益相反に関する「透明性および開示に関する宣言」（本誌 349 頁以下）を制定した世界競争法学会（Academic Society for Competition Law（ASCOLA））の会員でもあり、アカデミックキャプチャーの分野で世界的に先導的な大学研究者である Ioannis Lianos 教授（University College London）から、「Corporate Influence in Competition Law and Economics/Policy Research」というテーマでの報告があり、デジタル産業が EU のロビーで費やした金額の実態などが示され、ピアレビューの重要性や科学的な責任の重大性を踏まえ、上記宣言を制定する現状の分析について説明があった。上記 ASCOLA の会員には、発表する論文に利益相反について宣言することが推奨されており、法学分野における、利益相反の透明を促す傾向は今後拡大することも予想され、日本の大学研究者もこの点に留意する必要があるだろう。これらの問題提起を受けて、大学における利益相反の実務に携わる明谷早映子弁護士（東京大学大学院医学系研究科利益相反アドバイザー室室長）より、「利益相反管理とは何か—ありがちな誤解を解く—」（本誌 329 頁以下）というテーマで、大学研究者の利益相反管理について

の考え方の要点についての的確な教示があり、適切に管理することの重要性が示された。最後に、日本の大学の現状を踏まえて、「立法過程への法学者の関与と利益相反」（本誌 343 頁以下）について憲法学者である木下昌彦教授（神戸大学）が総括した。続いて、木下教授をモデレーターとして、フロアからの参加者の質問を中心にディスカッションの場を設けた。ハイブリッドで開催した本シンポジウムには、様々な分野の法学者のほか、経済学者、行政官、実務家などに参加いただき、短時間ではあったが、Lianos教授も議論に参加していただき、充実したディスカッションが行われた。本シンポジウムを契機として、法学分野における大学研究者の利益相反管理について、さらに議論が進展することを期待したい。

最後に、本シンポジウムの企画は、プラットフォーム科研の研究分担者でもある京都大学の和久井理子教授と神戸大学の柴田潤子によってオーガナイズされた。本研究会の記録作成にあたり、各報告者のみならず、和久井理子教授にも多大なご尽力をいただいた。改めて、関係者の皆様に、神戸大学プラットフォーム科研の研究分担者として、深く感謝申し上げる次第である（なお、所属はシンポジウム開催時のものである）。

神戸大学プラットフォーム科研 研究分担者
柴田 潤子

シンポジウム開催録

「政策形成への研究者の関与と利益相反：
専門知の利用と企業の影響力を考える」

企画趣旨

和久井 理 子

昨今、私たちをとりまく技術と経済、社会、国際関係は、急激に変化しています。AI、デジタル化、戦争、気候変動、少子高齢化などの重要で新たな課題が、私たちには、突き付けられています。このような激しい変化の中で、法律や政策、規制や制度は、変わっていかなければなりません。技術進歩が起きたために時代遅れになっている法制度等の更新が必要です。また、スタートアップやベンチャー、有益なイノベーションの妨げになるような規制の縮減・廃止も必要です。それと同時に、新しいタイプの脅威やリスクに備えることができるように、ガードレールやセーフティネットを整備することも必要になります。

このように立法・法改正、政策形成をタイムリーに、効果的に、公益にかなう形で行っていくことが重要になっているわけですが、日本ではそれが出来ているでしょうか。

日本では、長い間、「公的な（パブリックな）討議があまり行われていない」、「公益を実現するという意欲をもって、国民ないし市民らが、主体的に社会・経済・国際社会・環境などの公的な事項について、話し合ったり、働きかけたりすることが少ない」と言われてきたように思います。確かに、市民が声をあげることは多くはなく、NGOその他の団体も、身近ではないように感じられます。公務員が公益のために働いていれば問題は小さいのかもしれませんが、公務員改革による定員削減、政治主導／官邸主導型人事管理、労働条件・待遇が相対的には良くないことなどが相まって、公務員の間には閉塞感・無力感が広がっているといわれます。

有識者、学識経験者、大学研究者らは、どうでしょうか。日本の立法・政策形成過程では、審議会、検討会などが重要な役割を果たしており、ここには、

有識者／専門家として、大学研究者らが参画しています。また、法制度・政策に関する学術論文も書かれています。政府の審議会のメンバーになれば、大学研究者は、「みなし公務員」となります。また、学術研究は、基本的には、学術の進歩のために行うものであり、大学研究者は、そのために大学に雇われて、国などから研究資金を得ています。

ただ、近時、大学では、産学連携、共同研究、民間企業との人事交流、クロスアポイントメント、寄附金の受入れ等が盛んに行われるようになっていきます。このような動きは、理系で先行してみられましたが、社会科学、法学などの分野も、もはや例外ではありません。企業が政策形成に影響を与えようと研究者にアプローチする「アカデミックロビイング」が、日本でも、行われているようになってきていると思います。こうして、大学研究者が社会と様々なアクターと接触することには、良いことも多いでしょう。学術の進歩と企業の利益が常に緊張関係にあるわけではないし、公益と私的利益も常に矛盾するものではありません。

しかし、それにしても、政策立案にかかわる場面では、学識経験者の枠で参画するにふさわしい、また、「みなし公務員」の守るべき倫理を守られているのかが気になります。学術論文として、その資格で特に公に影響を与えそうな場面では、利益相反の問題がないかが気になります。

今日は、このような問題意識をもって、政策形成への研究者の関与と利益相反に焦点をあて、まずは現状を検証し、課題があればそれにどう取り組んだらいいかを議論しようという趣旨で、このシンポジウムを企画しました。様々な角度から、様々なことを学び、議論していければと思います。

データ保護法制を巡って

若 江 雅 子

1. 個人データ保護法制の現代化の遅れ ——オンライン・トラッキングを例に

朝日新聞の若江雅子と申します。2008年からデジタル化に伴う課題について取材していますが、この分野の政策形成過程を観察するようになって、デジタル政策は他領域と比べても、個人の権利利益と事業者の経済的利益が対立する場面で事業者の利益が優先されることが圧倒的に多いのではないかと感じるようになりました。特に、個人データ保護法制の場合、デジタル化に伴うさまざまな現代的課題が生じているのに、産業界の利益を優先した結果、対応が大きく遅れ、諸外国と比べても個人のデータ保護のレベルが低いままであると思います。

法執行の実効性を確保するための課徴金制度が事業者団体の反対のために導入できない（発表時）、一定の団体が個人に代わって事業者の違法行為を差し止めたり、被害回復のための訴訟を提起したりできる団体訴訟制度も、やはり事業者団体の強硬な反対により導入できないなど、様々な事例がありますが、ここでは、分かりやすい例として、オンライン上の行動履歴のトラッキング問題についてご説明したいと思います。

ウェブサイトを閲覧したり EC サイトで買い物をしたり、音楽を聴いたり動画を視聴したり、SNS を使ったりするなど、私たちは日常的にパソコンやスマートフォンを利用しますが、その際、ほぼ十中八九、私たちの閲覧履歴や購買履歴、視聴履歴や位置情報などは、使用するブラウザや端末を識別する Cookie や広告 ID などの識別子（以下、端末等識別子）に紐づけられて、第三者に取得

され、使われています。

その仕組みはパソコンとスマホでは少しだけ違うのですが、ここではブラウザで朝日新聞のウェブサイトを閲覧した画面を見ながら説明します。他社サイトで説明するのは申し訳ないので、朝日新聞のサイトを例に示しましたが、商用サイトはどこも似たような状況だと思ってください。

朝日新聞のサイトを閲覧している時、「自分は朝日新聞のウェブサイトだけにアクセスしている」と思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、実際には、気づかない間に、自動的に外部のサーバーにアクセスしています。簡単なアプリを入れるだけで確認できるのですが、このケースでは、43の第三者（サードパーティ）のサーバーにアクセスしています。広告会社やデータブローカー、マーケティング会社などのサーバーが多いですね。

細かい説明は省略しますが、これは、朝日新聞のウェブサイトが、タグと呼ばれるプログラムを入れていて、アクセスしてきたブラウザに対し、「サードパーティのサーバーにアクセスしろ」と命令しているために起きる現象です。その際、サードパーティはそのブラウザが、どのウェブサイトの指示で飛ばされてきたのかを知ることができます。そして、サードパーティは、そのブラウザに書き込んだCookie（サードパーティが書き込んだCookieなので、サードパーティCookieと呼ばれる）を識別子として、様々なウェブサイトでの閲覧履歴などの行動履歴を紐づけ、そのブラウザの行動履歴についての巨大なデータベースを作っています。

そして、こうして集めた膨大なデータは、そのユーザーの人物像をプロファイリングするために使われ、そのユーザーの興味関心に沿った広告を配信するターゲティング広告や、マーケティングなどに活用されてきました。

自分の情報を広告に使われても問題ないと考える人もいます。ただ、2018年発覚のケンブリッジ・アナリティカ事件でも分かるように、このように集めた個人のデータは投票行動の誘導にも使われうるものです。この事件では、フェイスブック（現・メタ）のユーザーデータをプロファイリングして、「陰謀論にだまされやすい」「怒りに流されやすい」などと推定された人物に対

して働きかけて、2016年のアメリカ合衆国の大統領選挙でトランプ支持に、イギリスのEU離脱の是非を問う国民投票では離脱派の支持に、それぞれ誘導しようとしたとされています。また、2019年には、リクナビ事件が発覚しました。これは、リクルートキャリアが同様の仕組みを使って、就活生の閲覧履歴を集め、どのような就職の志向をもっているのかをプロファイリングして内定辞退率をスコア化し、就職予定の企業に対して販売していた事件です。

実は、このようなユーザーのトラッキングはかなり昔から行われています。ネットスケープ社がCookieの技術を開発したのが1994年で、1996年にはフィナンシャルタイムズにより、広告会社がこの技術を悪用していると報じられました。日本でも2000年代半ばごろからターゲティング広告が普及していきました。ところが、こうしたデータ収集の事実、日本では、あまり知られていません。2022年に野村総合研究所が行ったアンケート調査では、このような実態を知っている人が、「何となく知っている」も合わせてもわずか3割でした。つまり日本人の7割は、このように自分のデータが取られていることに気が付いていません。一方、欧州の場合、既に2016年の段階で、欧州委員会の電話調査に対し欧州市民の8割以上が「Cookieなどオンライン上の行動監視ツールは本人の許可のある場合のみ利用されうることが重要」と回答しています。

この意識の差は、日本の法制度が端末等識別子を使ったオンライン・トラッキング問題に対応してこなかったことと無縁ではないと思っています。法規制が及ばないからこそ、産業界は長い間、ユーザーに何も説明せずに、これらの情報を集め、利用してきたのです。

日本の個人情報保護法の個人情報の定義は狭く、氏名や住所などの伝統的な識別子がついていて、物理空間でどこの誰なのかが分かる状態であれば個人情報として保護しますが、これまで話をしてきたような、端末等識別子のついた情報は、単体では個人情報にはならないと解釈されてきました。リクナビ事件が起きた後の2020年の改正では、端末等識別子の情報を念頭に個人関連情報の規律が導入されましたが、これは個人情報ではありません。提供先で個人情報になった場合に、提供先で本人の同意を取得することなどが義務づけられまし

たが、現時点で、不適正利用の禁止や適正取得義務、安全管理措置義務、開示請求などの対象にはなっておらず、非常に限定的なものです。

電気通信事業法も対応が遅れました。利用者の同意なく閲覧履歴などを取得して利用する行為は通信の秘密の侵害にあたるのではないかという議論は2000年代の初めからあり、有識者検討会の中でも、法的な整理をするように提言が行われましたが、はっきりさせないままに進んできました。本日は、時間の関係で詳細は割愛しますが、2015年の個人情報改正、2020年の個人情報改正、2022年の電気通信事業法改正など、政府関係者や検討会に参加している有識者が課題に対応しようと努力してきましたが、その都度、産業界の反対で退けられ、条文案から消えてしまったり、大幅に後退してしまったりしてきました。

2. 背景には何が？

なぜこのような状態が続いているのか。一つには、デジタル分野特有の「専門性の壁」という問題があると思います。技術やサービスが複雑かつ急速に変化し、政策形成に関与するためには高いコストをかけて専門性を獲得する必要があるような分野では、情報や資金などをもった力の強い組織、すなわち経済アクターの方が影響力を行使しやすいことがあるのではないのでしょうか。我が国の消費者団体や市民団体はとりわけデジタル分野においては情報力も資金力も非常に弱いのが実態です。

また、有権者の「関心の低さ」も関係しているでしょう。デジタルの問題は見えにくく分かりにくいこともあり、社会の関心がとても低いと感じています。有権者の関心が低いと、政治家も票にならないので、高いコストを払ってまでその分野の専門性を獲得しようという気にならず、その結果、特定の利益団体と結びつきの強い一部の政治家しか関心をもたなくなる、という状況が生じやすいと言えます。

さらに、先ほど和久井先生もおっしゃっていたように、官僚の力が弱まっていて、政治と産業界が官僚の頭越しに連携している状況があります。その結果、

これまでの中立性、専門性に基づく政策形成が、産業界の要望を受けた政治家の力で覆される事例が目につくようになりました。

そのような状態に加えて、政策形成過程が不透明で、監視の目が届きにくいとなると、力の強いものが有利に政策決定に関与するという傾向がより強く出てくるのではないかと考えています。

3. ロビイングの透明性は？

政策形成プロセスの不透明さを巡っては、与党の事前審査制の存在がしばしば指摘されますが、日本にはロビー活動を透明化する制度が存在しないことも問題を大きくしているといえるでしょう。

ロビイングの定義は定まっていますが、ここでは、「個人または集団が、特定の政策を実現することを目指して、政策決定者等に働きかける合法の行為」として話を進めたいと思います。働きかける相手が、官僚や政治家などの政策決定者で、そこに直接働きかけるロビーは「インサイド・ロビー」と呼ばれています。一方、直接の政策決定者以外の、研究者やマスメディア、インフルエンサー、市民組織などに働きかけることによって世論を動かし、政策アクターを動かすタイプを「アウトサイド・ロビー」と呼びます。後述しますが、アウトサイド・ロビーは特に捕捉しにくいという問題を抱えています。

政策に対する自由で開かれたアクセスは民主主義の要素であり、また、ロビイングによって専門的な知識が政策アクターに供給されることも意義があると思っています。ただ、力の非対称性から来る、特定利益の過剰な採用の問題は、ロビイングによってより顕著な特徴となる可能性があります。ロビイングは資金力が強いほど有利になりやすいため、弱い団体の要望がたとえ重要なものであったとしても達成されにくい問題があります。透明性の確保だけでは十分ではないのかもしれませんが、透明化により、監視の目が届くことで、少しでも競争条件を平等化して、力の非対称性がもたらす問題の緩和の効果があるのではないかと考えています。近年では諸外国ではロビー透明化のための制度化

が進んでいます。日本は、G7国の中で、唯一ロビーを透明化する制度がない国です。

今回は各国の制度について説明する時間はありませんが、例えば EU は、欧州委員会、EU 理事会、議会が自主的に取り決めた機関間協定の中で、一定以上の職にある人は、事前に登録したロビイスト以外には面会せず、登録ロビイストと面会したときには、日時や相手などを記録してウェブサイトで公開することになっています。ロビイスト側に違反があった場合、登録停止になり、高官らに面会することができなくなるので、遵守のインセンティブがあります。開示される情報の範囲や内容は十分ではないという批判がある一方で、このような情報を基に、市民団体などがロビー活動をチェックし、問題があれば指摘するなどしており、一定の効果はあるといえるでしょう。

4. 海外のアウトサイド・ロビーへの監視

ただ、こうした制度では、インサイド・ロビーはカバーできるかもしれませんが、研究者や大学、シンクタンク、市民団体などへのアウトサイド・ロビーはカバーできません。それでも、海外では、NGO やマスメディアの調査などによって、組織が自分たちの存在を隠して働きかけを行うロビー活動が「アストロターフィング（人工芝、偽の草の根運動）」などとして明らかにされることもあります。

2017年のGuardianの報道によると、あるNGOが調べたところ、Googleが間接的、直接的に資金提供を行っている研究者の公共政策に関する論文が、2005年から2017年までに329本ありました。その中には、オックスフォード大学、エジンバラ大学、スタンフォード大学など、有名な大学の研究者がたくさんいました。そして、その66パーセントが資金源を明らかにしていなかったそうです。

SALON.com というアメリカのメディアで DAVID DAYEN さんが書いた記事によると、FTC の調査開始から取り下げられた 2013 年末まで、Google はジョージ・メイソン大学法学経済学センターに76万ドルを寄付し、一方、同セ

ンターは Google が法令違反を犯していないという同社の主張を裏付ける多数の調査報告書を発表していたそうです。

ITIF (Information Technology and Innovation Foundation) は、シンクタンクですが、テック企業に都合のよい調査や主張ばかり発表する団体として知られています。テックのロビー団体、Google などが出資をして作られたシンクタンクですが、「プライバシーへの過剰な懸念がイノベーションを阻害している」などのメッセージを何度も出しています。

ITIF は「ラッダイト賞」という賞も作ってノミネートしています。ラッダイト運動とは、産業革命の時代、機械化に反対した労働者が機械を壊す運動でした。彼らが「イノベーションの阻害要因になっている」と考える人や出来事を、時代に反抗する愚か者のような意味合いで勝手に表彰する趣旨のようですが、その中には、人工知能による終末を主張して警鐘を鳴らす人々、殺人ロボットの禁止を求めている人々もノミネートされています。

Brookings Institution という名門のシンクタンクも Google からたくさんの資金を得ています。こちらは論文の末尾などに「Google からお金をもらっていますが、こちらは自分個人の意見だ」などとただし書きを書いていることが多いそうです。しかしニューヨークタイムズは、論文の分析をして、どちらかというところと独占禁止法の適用に反対する論文など、Google の主張に沿ったものが多い傾向があると指摘しています。

また、2017 年、New America Foundation のバリー・リン氏が EU の Google に対する法執行を支持する声明を出すと、直後に解雇された事案は、注目を集めました。この財団は Google から多額の資金を受けていたことから、Google の意向に忖度したのではないかとされています。実際、財団の現役の研究者を含む関係者が「財団がスポンサー企業の影響下にある」とする書簡に署名して公表しました。

一方、Google はさまざまな批判を受けたこともあり、自ら一部分について、どのようなところにお金を出しているのか公表しています。こちらを見ると、業界団体、シンクタンク、研究者、法律家の団体など、さまざまなお金を出

しています。その他、市民団体、人権団体にも多額の寄付を出しています。海外の報道を見ると、資金提供を受けている市民団体が、利用者の権利という観点から、プラットフォームへの規制を批判し、Googleを擁護するような発言をしているケースもあるようです。

5. 日本は？

海外では苦勞しながらチェックしているようですが、日本の場合、実態が明らかになっているとは言いがたいのが現状です。これはマスメディアの力不足もありますが、調査するための足がかりが少ないという面もあります。

政府の調査や検討会の報告書のとりまとめなどは、企業系のシンクタンクが引き受けることが少なくありません。企業の子会社で、シンクタンク機能の一方で、コンサルタントも行っていて、利益相反があるのかないのかについて気になるところです。しかしながら、どのようなクライアントがいるのかは企業秘密として公開の対象にはなっていません。

大学も後から述べるように、さまざまな外部資金が増えていますが、明確な開示義務はありません。公益法人、NPO法人も、財務諸表など、運営が健全なことを示すようにというものはありますが、個別の寄付について、寄付者、寄付の金額を開示することにはなっていません。

文部科学省によると、運営費交付金は下がっており、一方で外部資金が増えており、寄付金や共同研究が増えています。文部科学省によると、個人の寄付は、大学全体に対して用途を区切らないで提供することが多い一方で、企業からの寄付の多くは、特定の研究者、研究室、あるいは特定の研究を指定してきているといいます。企業からの寄付に依存する傾向が強まるなかで、研究の方向性が影響を受けることがないのかどうか、気がかりです。しかしながら、寄付金の「明細」には総額が書いてあるのみで、誰から誰に、ということは書かれていません。文部科学省の「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」にも、「利益相反をマネジメントする必要性」に留意せよとは書かれて

いますが、開示すべきだとはいいません。文科省によれば、企業秘密であるから明らかにする必要はないとのことでした。

時間がなくなってしまいましたが、最後に一言だけ話させていただき、終わりにします。印象に残っていることがあります。プラットフォーム規制を検討していた総務省の有識者会議で、パブリックコメントの結果が紹介された時のことです。ある有名な大きな法律事務所から、プラットフォーム事業者の主張と全く同じ意見が挙がっていました。構成員の松村敏弘東大教授が「法律のプロとして利害関係はないのだけれども懸念されることを指摘してくださっているのか、あるいは、クライアントがいて、そのクライアントの意見をクライアントの名前を出さずに代理して言っているのか」「これを読む国民はどう受け取ればいいのか」とおっしゃっていました。非常に重要な問題提起だと思いました。

海賊版サイトブロッキング（通信の秘密） と著作権法をめぐって

森 亮 二

1. はじめに

弁護士森です。よろしくお願いします。本日は、政策形成過程の課題で、どちらかという私が具体的に経験した問題についてお話をします。若江さんの話の最後の部分で、検討会のやりとりが出ていましたが、私も自分の見聞きしたところでお話をします。

2. 海賊版サイトブロッキング

最初にお話をしたいのは、海賊版サイトブロッキングの提案です。報道等で2018年に話題になりましたので、ご案内の方もたくさんいるでしょうが、大きな議論になりました。ブロッキングとは何か、非常に分かりにくいのですが、ユーザーの同意を得ずにアクセスしようとするウェブサイトのホスト名、IPアドレス、URLを検知してアクセスを遮断することです。通信の秘密を侵害するとされていますので、適法にできるのかが問題となります。また法律をつくればもちろん適法になりますが、それが憲法違反にならないのかという問題が生じます。

ポイントは、ブロッキングは、一般ユーザー全員の通信を監視して、必要に応じて遮断するというところです。対象者はユーザー全員です。そのような意味で、問題のあるコンテンツを削除することや、送信防止措置などが、誹謗中傷対策として盛んに行われていますが、そのようなものとは違います。また問

題のある発信者の通信のみを調べる発信者情報開示とも根本的に異なります。

これまでのブロッキングの検討についてです。児童ポルノ、海賊版サイト、オンラインカジノの3つです。オンラインカジノは、まさに現在検討中です。児童ポルノは自主的取り組みとして現在でも実施されていますが、海賊版サイトについては、最初は自主的取り組みでどうかと言われましたが、それは駄目となり、さらに法制化も見送られました。ではなぜ児童ポルノがよくて、海賊版サイトが駄目なのでしょう。法益の比較が重要です。児童ポルノの場合、児童ポルノの被害者は、大変な被害、生命にも匹敵するような被害を受けています。しかも児童ポルノの画像、映像は、時々刻々インターネット上にある限り、拡散し続けます。それを防ぐために、通信の秘密を犠牲にしてブロッキングを行うようになりました。これに対して、海賊版サイトは、守ろうとする利益の中心は財産的利益ですので無理だというのが当時の議論でした。

もし財産的利益のようなものについてもブロッキングを行ってもいいとなると、通信の秘密の価値を下げることにつながるのではないかと危惧している人がたくさんいて、結局否定されました。当時の報道は、論争的で、もめていて、ある意味、面白く報道されてしまったところがあります。『海賊版サイト対策で深まる対立』と報じられました。しかし事務局の進行上の問題もあったのではないかと私は考えていて、検討会の冒頭で、「ブロッキングありきではない」と確認して進められましたが、実際にはブロッキングありきのように感じられました。事務局の資料に3点問題が挙げられていました。「世界42か国で導入済み」「米国の状況について概観した」「被害額3000億円」、これらのうち、後者二つについて具体的に話をします。

事務局が作成した資料には、『検討会会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国において海賊版コンテンツの削除、没収等、複数の手法が採用されている状況にあることを概観した』とあります。アメリカ合衆国も概観に含まれています。概観したかのような印象を与えるというか、概観したと書いています。こちらは第5回の資料です。ところが米国におけるこの問題のハイライトは、Stop Online Piracy Actという法案を

巡るものです。こちらは、全く検討会では紹介されていません。SOPA と略称されているようですが、どのようなものなのでしょうか。2011年の海賊版サイトブロッキングを含む法制度提案でした。大きな反対を受けて、2012年にはブラックアウトによる一斉抗議行動が行われました。ブラックアウトとは、サービスを提供するウェブサイトの画面を真っ黒にする意思表示行動です。ウィキペディアも24時間サービスを停止しました。2012年1月20日、議会は、法案の無期延期を発表しました。こちらがSOPAの顛末です。こちらを本来紹介しなければ、アメリカ合衆国について概観したことにはなりません。当時の検討会の第3回2018年7月18日の会議で、諸外国における侵害対策調査の報告が、事務局から行われた際に、アメリカ合衆国の話がありませんでした。この段階では話がなくてもよく、後から報告されてもよかったのです。その同じ会議で、オーストラリアと韓国については、実施されているブロッキングについて詳細な報告がありました。同じ第3回会議で、アメリカ合衆国については、ブロッキングのことは何も話が無く、オーストラリアと韓国についてはブロッキングの話がありました。第4回の会議においては、ドイツ、イギリスのブロッキングの制度について、著作権法の専門家の先生から詳細な報告がありました。ここで海外の報告は終了しました。その次の回、海外の報告がすべて終了した後に出てきたのが、初めにご紹介した事務局の資料です。アメリカ合衆国について概観したと書かれていましたが、ブロッキングの制度提案であった、SOPAの頓挫の話はしていません。当時私は、これはいかななものかと感じました。

次に、被害額3000億円は、「海賊版サイトに対する緊急対策」という政府の文書（事務局が作ったわけではなく、検討会の前に出ていたものです。）に記載されていたものです。当然のことながら検討会もこちらを参考資料として、こちらに基づいて進めることになっていました。『漫画村』については、約3000億円の被害が出たと書かれていました。しかし3000億円は、誰もが多いと感じていました。なぜなら当時のオンラインのまんがの売り上げ全体を考えても、多すぎるからです。JILISによる情報開示請求が政府に対して行われた結果、同じ文書の前のバージョンが出てきました。最終版は、4月13日に公開されまし

たが、3月29日作成版が出てきたのです。これを見ると、前後の文章は同じですが、被害額が違います。被害額のところがどのように違うのかというと、簡単に言えばこのようになっています。3月29日版では、『大手出版社A社は、直近年度において数十億円、売り上げ割合にして20～40パーセント、大手電子書店B社及びC社の売り上げ減は総額20億円』と、数字が入っていました。ところが4月13日の最終版では、『流通額ベースの資産で3000億円』とありました。アクセス数は、左のバージョンでも右のバージョンでも同じ、漫画村については、約1億6000万人です。ユニーク数なのかどうか分かりませんが、右側の3000億円という数字は、1億6000万人に、1人当たり定額2000円弱を掛けています。このように数字が変わっていますが、「数十億円」と「20億円」だったものが突然3000億円になるわけですから、かなり盛っているような気がします。世間がイメージする被害額は、どれほど売り上げが減ったのかです。それが普通に考える被害額です。3月29日版の計算方法が普通感覚です。アクセス数に定額を乗じることは悪いとは言いませんが、世間がイメージする被害額とは違うのではないのでしょうか。被害額3000億円というと、産業分野横断的に重要な課題のように見えるのではないのでしょうか。

結局、これらに対する指摘もあり、検討会は最後までもめることとなりました。通信の秘密を重要だと考える通信側＝反対派と海賊版サイトによる被害は何としても防ぐべきだと考える著作権側＝推進派の対立となっていました。結局、ずっと通信側が反対したために法制化は断念されました。法制化の断念についても『空中分解…海賊版サイト対策検討会はなぜ迷走したか』『「ブロッキング」でまともらず』と、さまざまな報道がありました。

ブロッキングの話はここまでとして、著作権法の権利制限規定について話をします。

3. 著作権法2010年改正

こちらは2010年の検索サービスを可能にするような権利制限規定です。検索

サービスを行うときに、ウェブアーカイブによる送信可能化を行いますので、それを権利制限で可能にする、著作権侵害ではないようにするという改正が行われました。中山信弘先生が、著作権法の泰斗ですが、そちらについて教科書で、こちらの改正は良くなかったと書いています。教科書の抜粋を読みます。『ネット世界の進歩はすさまじく、今では本条により合法と認められた範囲だけで検索エンジン・ビジネスを行うということは考えられない。』本条とは改正法47条の6（当時）です。『本条のように細かな要件を定めると、たちまちにして時代遅れの条文と化してしまい、それは新しいネット・ビジネスの障害ともなりかねない。一般論として、本条のような厳密な規定を設けると、反対解釈を招きやすくなり、急速な時代の変化に追いついていけなくなり、今後の立法の悪い参考例となる条文である。』反対解釈とは、「このようなことはしてもいい」という条文を、「それ以外はしてはいけない」と読むものです。続けます。『このような分野におけるビジネスの展開は極めて急であり、それを見越してあらかじめ立法しておくことは不可能に近く、法改正が行われる頃には既に世界の趨勢から大きく取り残されてしまう。将来を見越して細かい要件を定めることは不可能であり、やはりフェアユースの導入をする必要があると考えられる。IT技術の優れた技術があるはずのわが国では外国の検索エンジンに席卷されており、この改正自体は余りに遅きに失したものであるといえる。』とあります。

こちらの問題は、10年ほどたった2018年の著作権法の改正により解消されます。前回の改正ではテキスト検索以外はできませんでしたが、それ以外もできるようになり、できることが広くなりました。できなかった間、前の改正から2018年までの間の、例えば曲名検索については、フェアユース規定を有する米国の企業にとっては、日本はブルーオーシャンであったのではないのでしょうか。最終的には、曲名検索が日本でも可能になりましたが、そこまで引っ張った間に、結局、「SHAZAM」や「Sound Hound」といった外国のサービスに取られてしまったのではないのでしょうか。日本製のサービスがあるのかもしれませんが、私も使っているのは外国の曲名検索です。非常に便利です。「この曲はなんだったかな？昔よく聞いたけど」と考えたときに、アプリが聞いて、その

曲名を教えてください。そこから楽曲を買いに行くこともできます。著作権者側も利用者側もウィン・ウィンのサービスと言えますが、日本製のサービスはできませんでした。

結局、著作権法の第一人者に、教科書で「急速な時代の変化に追いついていけなくなり、今後の立法の悪い参考例となる条文である」と厳しく指摘されるような法改正をしたために、その指摘どおりになってしまいました。

最後に、ライドシェアの規制緩和の議論について紹介します。

4. 2019年シェアリングエコノミーに関する検討会

2019年のシェアリングエコノミーに関する検討会についてです。ライドシェアを可能にするために道路運送法を改正する、規制緩和を行うべきだという議論が行われました。検討会の終わり近くに報告書の原案が出てきた際に、ライドシェアについて議論したのにその記述がないので書くように、との委員から意見がありました。事務局から駄目だとされました。「ではライドシェアは了解しましたが、せめて規制緩和の議論があったと書いてほしい」と言った委員もいましたが、それも容れられず、ライドシェアはもちろんのことながら規制緩和について、記述がないままとなりました。このことを報道する業界の雑誌「週刊交通界21」2019年4月29日5月6日合併号をお示しします。ライドシェアの議論も規制緩和の議論も、存在しなかったかのような報告書になってしまったのです。そろそろ時間となりました。

5. 最後に

最後に一言申し上げます。紹介した三つのケース、いずれも事務局が何らかの形で政治的な影響を受けているケースだったのではないのでしょうか。私はそのように感じましたし、またそのように思われても仕方がないでしょう。しかしここからが本日のテーマと深く関わるところです。これらは事務局のみの問

題とは言えないのではないかと私は考えています。3000億円は情報公開請求で初めて明らかになりましたので、霞ヶ関に閉じた問題でしょうが、それ以外、例えば、ライドシェアに関しては、正式な検討会の報告書として取りまとめられてしまい、規制緩和の議論が出なかったかのような話になっています。問題は、それは事務局だけが悪いのかという話です。現在は、ライドシェアを巡る環境は全然違いますが、当時は、霞ヶ関では、本当にタブーでした。ある意味、事務局は、抵抗不能状態だったのです。

冒頭に和久井先生のお話にあったように、官僚の方は現在、身動きままならないことがしばしばあります。しかしながら政府の検討会や審議会には、官僚以外に、研究者をはじめとするさまざまな参加者がいますので、その人たちとしてはなにがしかのことができたのではないのでしょうか。もちろん誰か椅子を蹴って立ち上がるべきだったというわけではありませんが、皆が、少しずつ「これはいかがなものか」と主張することによって、政策形成を健全なものにしていくことができたのではないか、今後はぜひそうすべきではないか、と考えています。ご清聴ありがとうございました。

気候・エネルギー政策をめぐるって

安井裕之

私からは『気候・エネルギー政策をめぐるって』と題して、気候・エネルギー分野における政策決定プロセスの課題点について、私どもが認識しているところについて話をします。その中で、今回の主題である研究者の関与の在り方についても触れていきます。

私は、前職はマカイル株式会社というコンサルティング会社で、企業・団体の公共政策活動、パブリックアフェアーズ活動の支援をしていました。その中で、研究者の皆さまとの連携についても、取り組んでおりました。2024年の1月に、現職の気候政策シンクタンク一般社団法人 Climate Integrate に参画し、現在はガバナンス・政策決定プロセスや、気候・エネルギー政策の調査分析を主に担当しています。Climate Integrate は、調査分析を通して「ファクトを示す」こと、そして、対象に合わせて分かりやすく「ファクトを伝える」ためのコミュニケーションを重視して活動している、独立系のシンクタンクです。本日は、気候・エネルギー政策がどのような枠組み、審議構造の下で議論されているのかを示した上で、課題点についても触れていきます。

1. 気候・エネルギー政策の枠組み

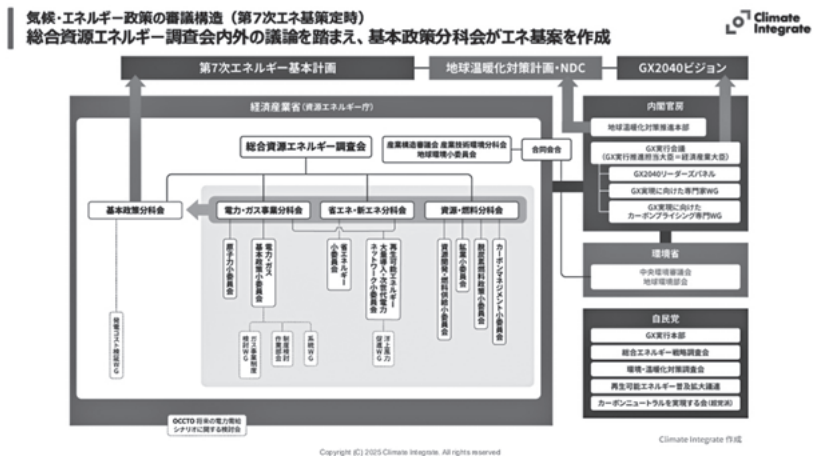
はじめに、気候・エネルギー政策全体の枠組みをご説明します。

まず、日本全体の温室効果ガスの排出削減目標を達成するための具体的な施策、全体像を規定する計画として、地球温暖化対策計画があります。同計画は環境省所管の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて策定されます。そして、日本における CO2 排出総量の約9割がエネルギー起源ですが、エネルギー

分野における排出削減の取り組みも含めたエネルギー政策の基本的な方針、具体施策について定めているのが、エネルギー基本計画（以下、エネ基）です。同計画は、経済産業省が所管するエネルギー政策基本法に基づいて策定されるものです。エネ基は、パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略や、GX（グリーン・トランスフォーメーション）に関する方針（GX2040 ビジョンなど）も踏まえながら、策定されます。

2. 気候・エネルギー政策の審議構造

次に、政策の審議構造についてです。

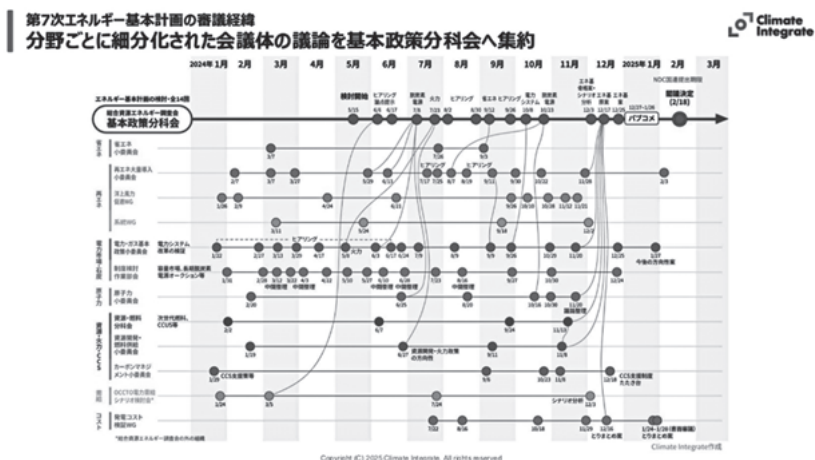


先ほど申しましたとおり、日本のCO2排出総量の約9割がエネルギー起源ですので、日本全体の気候変動対策を考える上では、エネ基が実質的に非常に重要になります。エネ基については、法律上、資源エネルギー庁の下に設置される総合資源エネルギー調査会の下に、基本政策分科会、電力・ガス事業分科会、省エネ・新エネ分科会、資源・燃料分科会の4つの分科会を設置することとされています。さらに、それぞれの分科会の下にさまざまな小委員会、ワーキン

グループが、分野別に設置され、それぞれのテーマごとに切り分けて議論を行います。それらの議論は最終的に基本政策分科会に集約され、そこでエネ基の案を取りまとめるという構造になっています。基本的には、総合資源エネルギー調査会における議論を中心に進みますが、OCCTO（電力広域的運営推進機関）の電力需給シナリオに関する検討会など、総合資源エネルギー調査会の外の議論も影響を与えます。なお、地球温暖化対策計画、及びNDCというパリ協定に基づいて国連に提出する排出削減目標の文書については、経済産業省の産業構造審議会と環境省の中央環境審議会の合同会合で議論を行い、最終的に内閣官房の地球温暖化対策推進本部で取りまとめられます。

3. 第7次エネルギー基本計画の審議経緯

具体的に、2025年2月に閣議決定された第7次エネ基の審議経緯を見てみると、非常に多くの会議体の議論が複雑に絡み合っていること、下位の会議体から上位の会議体に吸い上げられ、最終的に基本政策分科会に集約していく構造となっていることが分かります。また、パブリックコメントは、1年あまり



議論と調整が重ねられてきたプロセスの最後の1カ月のみ実施され、そのすぐ後に閣議決定に至っているということも改めて見て取れます。パブリックコメント全般に言えることですが、提出された意見が大きな方向性に影響を与える形で取り入れられることはありませんでした。

4. 審議会の委員構成

ここからは第7次エネ基に関わる主要会議体の委員構成について、私どもが2025年4月に公表したレポートで分析した内容をお伝えします⁽¹⁾。まず、審議会の委員構成のあり方を定めた文書として、政府が1999年の省庁再編時に策定した審議会等の運営に関する指針があります。こちらの指針の中では、委員構成については、意見、学識経験等が公正かつ均衡の取れた構成であること、委員の選任について、府省出身者の任命は厳に抑制すること、特に審議会等の所管府省出身者は、必要な場合を除いて選任しないと書かれています。高齢者についても、原則的には選任しない、兼職については、原則として最高3、特段の事情がある場合でも4を上限とする、任期については、最長10年、女性委員については、約10年以内に30パーセントに高めるよう努めるとあります。

私どものレポートでは、同指針に照らして、第7次エネ基の策定に関わった主要会議体の委員構成について、業種、年代、性別、スタンスの観点から分析しました。

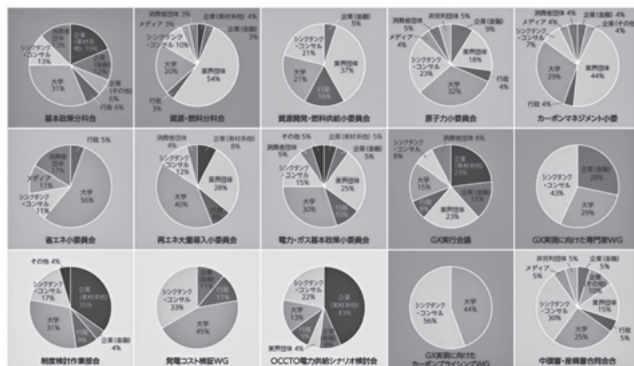
まず業種ですが、主要な会議体の半数以上で、大学、シンクタンク・コンサルの委員が過半数を占めています。次いで、鉄鋼・セメント・化学・紙パルプ・電力といったエネルギー多消費企業や業界団体からの参加が多くなっています。研究者、シンクタンク・コンサルは、一見すると中立公平に見えますが、

(1) Climate Integrate「政策決定プロセスの検証－第7次エネルギー基本計画・GX2040 ビジョン・地球温暖化対策計画」(2025年4月25日) <<https://climateintegrate.org/wp-content/uploads/2025/04/2354da761d987660928962fd4b4ef0a2.pdf>>

脱炭素に向けたアプローチについて明確に特定のスタンスを取っている委員も多々いますし、府省出身の方もいますので、必ずしも中立なのかどうか、という疑問はあります。

第7次エネルギー基本計画 主要会議体の委員構成 <業種>

エネルギー多消費企業・業界団体、研究者、シンクタンク・コンサルの割合が大きい



※「企業（業種）」は素材系4業種（鉄鋼・セメント・化学・紙パルプ）、電力・石油・ガス会社、産業界のエネルギー関係事業者、運輸系を指す。グラフの縦軸は、分科会、小委員会、WG等の分類ごと、及び、エネルギー関連とGK・運輸分野関連とで区別している。

Climate Integrate 作成

Copyright (C) 2025 Climate Integrate. All rights reserved.

年代については、ほとんどの会議体で50代以上が過半数を占めています。気候・エネルギーは将来世代に対する影響が大きいテーマですが、20代・30代など将来世代の参加はわずかです。

性別では、男性が平均して70パーセント超を占めています。女性比率を30%に高めるという政府指針には近いですが、依然として女性の参画は限られている状況です。

スタンスについては、Climate Integrate 独自の判断基準に基づいて、既存の化石燃料を中心としたエネルギーシステムからの脱却あるいは転換に対して積極的なのか、消極的なのか、あるいはどちらとも読み取ることが難しいのかを判別しました。多くの会議体で、消極的なスタンスを取る委員が多く、積極的な姿勢と明確に判定できるような委員は、少数にとどまっている状況です。

5. まとめ

気候・エネルギー政策決定プロセスの課題として私どもが考えているところをまとめます。これまで見てきたとおり、従来型の審議会構造の中で、気候・エネルギー政策については、経済産業省、資源エネルギー庁がプロセス全体を主導しています。エネルギー起源のCO₂が約9割を占めるため、事実上、エネルギー分野における対策が、日本の気候変動対策全体を決定付けることになります。本来、気候政策とエネルギー政策の審議は、一体的、統合的に行われるべきものですが、エネルギー政策については、経済産業省の所管ですので、環境省、農林水産省その他の関係省庁はそこには立ち入れず、統合的な審議立案は図られていない実態があります。実は本ご紹介したものと同様のレポートを初めて出したのは、第7次エネ基の議論が始まる直前の2024年4月です。若者団体やエネルギー需要側の業界団体などにご注目いただき、第7次エネ基の審議過程で、将来世代や需要家からの代表が少ないと声を上げていただきました。最終的には若者団体が基本政策分科会のヒアリングに呼ばれるなど、一定の進展はありましたが、本質的な「決め方」の変革にはつながっていません。

気候・エネルギー政策は、経済産業省の主導の下、特定の立場に偏った形で審議されているというのが私たちの見方です。事務局が全て決めているわけではありませんが、審議会はいくまでも表舞台であり、水面下では、事務局が産業界や政治家、その他のさまざまなステークホルダーと調整を行い、方向性やシナリオを決めています。審議会の委員はそれに沿うように選出され、議論の整理についても、森先生の話にもありましたが、時に事務局が進めたい方向に強引に纏めようとするケースも見受けられます。こうした政策の「決め方」については、公平性・透明性の観点から見直しが必要なのではないかと思います。またパブリックコメントを通じた市民参加についても、形骸化していると思われるため、より実質的に国民の意見を早期に政策決定過程の中で取り入れていく形での見直しを検討する必要があると考えます。審議会の委員構成を見直すのは重要なことですが、やはり本質的には、そもそも審議会を中心とした

審議方式自体、省庁が主導する政策決定プロセスそのものに問題があります。国会や政党が果たす政策形成過程での役割が小さいということも含めた、行政機構、統治機構そのものの在り方についても考えていく必要があるのではないかと考えている次第です。

ご清聴ありがとうございました。

日本における審議会委員・研究者の 利益相反管理

和久井 理 子

1. 政策形成過程と研究者

本日の3名のご講演から、①政策形成過程において省庁の設置する審議会・委員会などが圧倒的ではないにしても、相当程度の重要性は占めていること、②そのような審議会等の委員の人選に不透明なところがあること、③偏った人選が行われているという懸念があること、④この審議会等には、大学の研究者が参加していること、⑤そのような場に参加する研究者が各々、持っている人的ネットワークの中には、直接的・間接的な企業とのネットワークが含まれていることがありうることなどが明らかになったように思います。

3名のご講演は、政策形成過程に焦点をあてたものでした。この中では、学術論文の影響力には、特に言及がありませんでしたが、中央省庁の方々は、一定の政策を立てるときには関係する論文・記事などを集めて目を通しておられるように思います。政策を打ち出す際に同時に出されるポジション・ペーパーで、論文等が引用されることがあります。また、政策に関係する事項を研究して発表している、という理由で、審議会等で、または、担当する官僚の方々向けに説明をしたりする機会が与えられることもあるかと思います。このようなことから、学術論文も、政策形成に一定の影響を与えていると見てよいかと思います。他方、大学研究者が企業から寄附その他の利益を得たり、共同研究等の形で接触したりする機会は増える傾向にあるように思います。

こうすると、大学研究者がもっている企業との関係性が、その研究者の審議会等での発言・行動や学術論文を介して、政策形成過程を歪めないようにする

ための制度が必要になるように思います。「企業と関係している研究者が、政策を歪めているのではないか」、「審議会で、つながりのある企業の利益になるような発言をしているのではないか」、「企業にとって都合の良い論文を書いているのではないか」という不信感をもたれて、この結果として、学術に対する信頼、さらには「学識」「専門知」一般に対する不信感が強まるということにならないようにする手当が必要ではないでしょうか。社会において、専門知が軽んじられることが、社会とその構成員にどのような弊害をもたらしまうかは、コロナ禍中に他国でみられた専門知を軽視・無視する反ワクチン運動のような例でも、明らかであるように思います。

2. 考えられる対策

企業との関係が政策形成を歪めないように、また専門知への不信につながらないようにするための制度・ルールとして、第一に考えられるのが、利益相反管理と研究者倫理かと思います。企業と関わるのは、必要であることもあるし、学術の発展に資するところもあるのだから、関与を一切、否定するのは、不合理でしょう。ただ、例えば、企業と非常に密な関係にあり、その企業の利益のために行動しそうな研究者は、その企業の活動を規制すべきか否かを検討する政府の審議会には参加しないようにするとか、それについて決をとるときには決議に参加しないようにするとかいったルールは、あってよいのではないかと思います。

また、こうしたルールが守られるようにするために、重要な審議会等に委員として入る研究者については、どのような企業との間で、どういう関係があるのかを透明にしておく、ということがあるとよさそうです。透明性が確保されていれば、根拠のない不信感をもつことも、少なくなるでしょう。

学術論文でも同様に、「「真実・正義はAにあると信じているのに、企業のために真実・正義はBだと言う」は、研究者は、やってはならない」という倫理が確立されていると良さそうです。これは、最低限の倫理であるようにも思い

ます。この面でも、透明性があると良さそうです。例えば、何かとの関係性を背景として書かれた論文であるならば（例えば、寄附を得たり、受託研究として書かれたりした論文であるならば）、そのことを論文上で明らかにする、つまり透明性を確保するルール・慣行があると、研究上の倫理を守っているのかの確認もしやすいことでしょう。さらに、このように透明性が確保された中であれば、要らない不信感をもたれることも、避けることができるのではないのでしょうか。

3. 日本における対策と現状

このように考えて、私の方では、こうした倫理、ルール、透明性を確保するための制度が日本に存在するかどうかを調べてみることにしました。ちょうど、私が会員になっている競争法の国際学会、Academic Society for Competition Law (ASCOLA) が、今年7月に倫理規定を改訂して、利益相反問題に対処するための規定を本格的に整備したところです。この学会の規定については、日本語の訳が作成・公開されています⁽²⁾。また、欧州連合（EU）では、欧州委員会で外部専門家のデータベースがあり、ここから詳しい経歴や利益相反に関する文書の検索もできることを確認しました⁽³⁾。

日本では、このような制度、慣行は、存在するのでしょうか。

①政府審議会等委員の経歴・利益相反等にかかる情報開示状況

審議会等委員について、結果はシンプルです。インターネット等で検索した限り、EUにあるようなデータベースは、見つかりませんでした。一般的に、審

(2) 「世界競争法学会（Academic Society for Competition Law (ASCOLA) 透明性及び開示に関する宣言（2025年）」（和久井理子監訳）本誌275頁以下。

(3) European Commission, Transparency Register, Search Register <https://transparency-register.europa.eu/search-register-or-update/search-register_en> accessed 8 December 2025.

議会等委員は、その当時の所属・身分が明らかにされている程度です。経歴の詳細が、審議会等委員として選出される際に明らかにされることは、通常は、ないように見えました。利益相反に関する説明書が公開されていることも、ないようでした。例外的に、厚生労働省が設置する医薬品等行政評価・監視委員会の委員については、委員の選任理由と利益相反情報の定期的な開示がなされています。⁽⁴⁾ 政府の審議会等は多数あるので、他にも、同様のことを行っている審議会等はあるのかもしれません。ただ、数は少ないのではないかと考えています。

決議・意思決定過程に参加しないことについて、こうしたルールを持⁽⁵⁾っている審議会等は、一定数、あるようです。ただ、これも、普遍的なことではないように見えます。

②学会における利益相反管理

学会については、日本科学技術振興機構（JST）の「研究公正ポータル」から、日本の学会の倫理規程・投稿規定を見ることができます。⁽⁶⁾ それによれば、医学・薬学・心理学等の分野の学会では、利益相反ルールは、比較的、よく整備されているように見えます。他方、法学分野の学会は、このポータル上では、利益相反に関するルールはないようにみえました。私の方では、「このポータルに載っていないけど実は規定がある」とか、「規定はないものの、運用で管理している」ということなのかもしれないと思いました。そこで、法学分野の学会に対して、アンケート調査を行ってみることにしました。

-
- (4) 厚生労働省「医薬品等行政評価・監視委員会委員について」<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13112.html>（2025年12月8日閲覧）
 - (5) 厚生労働省「厚生科学審議会臨床研究部会における利益相反の取扱いに関する規程」第4条（令和5年8月23日臨床研究部会長決定）、同「医薬品等行政評価・監視委員会における利益相反の取扱い規程」4（令和3年7月19日、改訂令和6年4月1日）、医薬品等行政評価・監視委員会決定）、消費者庁「食品衛生基準審議会審議参加規程」（令和6年4月10日食品衛生基準審議会決定）等。
 - (6) JST「国内学会の行動規範・投稿規定（研究公正ポータル）」<https://www.jst.go.jp/kousei_p/society/sc_domesticacademic.html> 2025年12月8日閲覧。

この法学系学会に対する調査は、日本の法学分野の大学研究者に呼び掛けて、「「企業と社会」研究調査グループ」という名称のグループを作って行いました。このグループには、30名の法学者が入っていただきました。

この調査結果も、シンプルです。50近くの学会にアンケートを送付し、回答数は18でした。18の学会中、何らかのルールを明示的に定めている学会は1つだけでした。この学会は、国際経済法学会であり、同学会では、「会員が実務的に直接関与する事案に係るテーマを研究大会で取り上げる場合の理事会申し合わせ」及び「会員が実務的に直接関与する事案に係るテーマを研究大会で取り上げる場合の理事会申し合わせの3に基づく研究運営委員会指針」を定めておられます。⁽⁷⁾ 規程はないものの、一定の対応をとった学会は、1つ、ありました。日本経済法学会では、報告に密接に関係する訴訟代理人である会員の報告について、利害関係を有する立場にあるものの報告内容は報告者個人の意見に基づくものであることを報告時に明らかにするとともに、そのことを大会当日用いるレジュメ等資料及び年報論文において記載することを条件として報告を認めた事例があるとのことでした。これらを除く18中16の学会では、規定も、対応したという例も、ないようでした。

③大学等における開示等の状況

ちなみに、大学研究者がどのように寄附を受けているか等は、医学部・病院・治験に関係するのでない限りは、一般的には、知ることができません。大学で寄附を公開しているのは、確認出来た限りでは、広島大学だけです。⁽⁸⁾ 東京大学は、社外取締役の就任リストを一般公開しています。⁽⁹⁾ 他大学については、

-
- (7) 日本国際経済法学会「内規・申し合わせなど」<<https://www.jaiel.or.jp/about/otherinfo/bylaws-and-agreement/>> (2025年12月8日閲覧)。
 - (8) 広島大学「寄附金情報の公開」<<https://www.hiroshima-u.ac.jp/iagcc/kifu/publication>> (2025年12月8日閲覧)。
 - (9) 東京大学「東京大学教員の役員等兼業の状況について」<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/d04_09.html> (2025年12月8日閲覧)。

このような系統だった開示をしている例は見つかりませんでした。研究者個人も、寄附等を受けている情報は開示していません。例えば、リサーチマップなどを見ても、分かりません。

さらにご参考までに、私は、インターネット上で、一定分野の審議会等委員が社外取締役をつとめていないかを、少し、調べてみたのですが、インターネット上に分散している会社の情報を一つ一つ調べていくという調査をするには、私のリソースは、足りませんでした。AIエージェントも使ってみたのですが、私が利用した時には性能が十分でなく、使えませんでした。そもそも社外取締役以外にも、顧問、アドバイザー、会社に任意で設置される委員会の委員などを行っている研究者もあるでしょう。こうした情報は、公開されていないものが多そうです。公開されていることが多い社外取締役だけを調べるというのでは、限界があるとも感じました。

4. おわりに：現状の評価

このような現状は、どう評価すべきでしょうか。

法学系学会アンケートでは、「規定を設けていないことについて、どう考えますか」という問いも、任意回答項目として、設定しました。いくつかご回答が寄せられました。「必要性がない、又は、なかったからではないか」、「これから状況が変わってくるのではないか」といったご意見が見受けられました。他方で、「規定を作るとして、どういう風に作れば良いのかが分からない」、「作成・運用のコストの方が上回るのではないか」というご趣旨のご意見もありました。法学分野では、まずは、利益相反の管理がどういうものかを知ることが重要であるのかもしれませんが。次のご講演者である明谷先生から色々とお教えいただければと思っています。

利益相反管理とは何か

——ありがちな誤解を解く——

明 谷 早映子

1. はじめに（自己紹介）

東京大学大学院医学系研究科、利益相反アドバイザー室で室長を務めている明谷です。今日は、法学系の先生方を中心とした場でお話しする機会をいただき、大変うれしく思っています。

私自身のバックグラウンドを簡単にお話しします。もともとはケミストリーの分野で博士号を取得し、国立研究開発法人産業技術総合研究所でバイオセンサーの研究開発に携わっていました。その後、法科大学院構想が立ち上がった時期に、研究者が企業と産学連携を行う場面で、企業側には知的財産や契約の専門家がいる一方、研究者側は必ずしも対等な立場で議論できていないのではないかと強く感じるようになりました。

研究者は「分かりました」「ありがとうございます」と言ってしまうがちですが、それではいけないのではないかと考え、弁護士になることを志しました。現在は、研究者としてのバックグラウンドと、法務・リスクマネジメント、組織ガバナンスの知見を生かしながら業務を行っています。

医学系研究では、年間二千数百件の研究計画をレビューしています。また、工学系、情報理工系など、さまざまな分野からの相談も受けていますが、文系分野、特に法学系の先生方とこのテーマについて議論する機会はこれまで多くありませんでした。今日は、現場で実際に起きている事案も踏まえながら、情報提供を行っていきたいと考えています。

2. 本日扱う利益相反

まず最初に強調したいのは、会社法の利益相反行為禁止規定との混同は NG ということです。リスクとして似たところもありますが、別のものとして理解してもらうほうが分かりやすいです。

本講演で主に扱うのは、個人の利益相反 (Individual Conflict of Interest) と、組織の利益相反 (Institutional Conflict of Interest) です。これらは定義が比較的整理されており、実務としても一定程度確立しています。

これに加えて、Organizational Conflict of Interest、いわゆる組織的利益相反という概念があります。これは日本ではあまり議論されていませんし、米国の大学でもポリシーは存在するものの、構成員に十分浸透しているとは言えない概念です。この点については、競争法的な観点とも関係してくるため、後半で改めて触れます。

3. アカデミアの利益相反管理の種類

1つ目は個人 (Individual) COI で、その主体は、研究者です。懸念点は「判断の客観性・中立性への影響」です。

2つ目は組織 (Institutional) COI で、その主体は、大学・病院等の組織です。懸念点は同じく「判断の客観性・中立性への影響」や「大学の投資・寄附・技術移転活動へのバイアスの影響」です。つまり、組織としてお金の流れや外部との関係があることで、大学全体の判断がバイアスの影響を受ける、または、受けているように見える、という社会からの見え方の問題です。

3つ目は政府調達上の組織的な利益相反 (Organizational, OCI) で、その主体は「政策支援・受託組織 (企業・大学・シンクタンク等)」です。懸念点は「政策の設計・評価・実施の中立性の欠如」です。

本日の中心は、まず分かりやすいところとして前の2つ、個人と組織の利益相反、つまり Individual COI と Institutional COI です。3つ目の政府調達上の組

組織的な利益相反は、日本でもあまり注目されていません。アメリカの大学でも、ポリシーはあるものの構成員にはほとんど浸透していない概念です。私は、これは競争法的な観点も関わるものと考えていますので、後半でまとめて紹介します。

4. 本日の問題意識（法学系で「今後気を付けるべき点」）

特に、事前にいただいた困ったところ、研究者として、法学系でも今後このようなことに気を付けていかなければいけないのではないかと、ということに関連して、分かりやすいのは、個人と組織の利益相反管理です。

バイオメディカル、特に医学系で進んできたこれまでの研究の利益相反管理の考え方を紹介することにより、どのようなことに気を付ける必要があるか、考え方のポイントはどこにあるのか、ありがちな誤解について、できるだけ説明していきます。

5. 研究の利益相反管理の背景（米国1990年代）

ここからは、利益相反管理に注目されるようになった背景です。

まず、バイ・ドール法（1980）により、大学が知的財産の権利を保有できるようになり、大学から企業への技術移転が増加しました。このことにより、大学の研究開発に産業界からの資金提供が増加しました。さらに、特許のライセンス、大学の研究成果を活用したバイオ産業の形成など、技術移転活動が拡大しました。

その結果として、大学・大学研究者と企業の間に利益相反状態が発生します。具体的には、ライセンス料、株式・ストックオプション、顧問料、兼業などです。

つまり、研究の成果が社会実装されていく流れ自体は望ましい一方で、大学や研究者が産業界との経済関係を持つのが当たり前になると、判断に影響が出

る、または影響が出ているように見える状況が生まれてきます。

6. 米国での事件と制度化の流れ (Jesse Gelsinger 事件、IOM、ICMJE、Open Payments)

(1) 1999年 Jesse Gelsinger 事件 (UPenn)

このような流れの中で、1999年にペンシルバニア大学で発生したのが、いわゆる Jesse Gelsinger 事件です。遺伝子治療の臨床試験において被験者が死亡した事案であり、本来であればリスクが顕在化した段階で研究を中止すべきであったにもかかわらず、研究が継続されました。

なぜ大学や主任研究者が研究を止められなかったのかという点に着目すると、研究者自身が開発に関与していた遺伝子治療薬に対する意思決定バイアスが存在していたと考えられます。これは、意思決定の中立性が損なわれていた典型例です。この事件では、大学にも、遺伝子治療に使われた技術のライセンス収入がありました。

この事件を契機として、臨床研究における利益相反と被験者保護の必要性が社会的に強く意識されるようになり、制度化の必要性が認識されていきました。

(2) 制度化の流れ (3本柱)

事件を受けて、いくつかの重要な制度的対応が行われました。

一つ目は、米国医学研究所 (IOM) による報告書です。ここでは、利益相反は個人の問題として放置するのではなく、開示し、組織として管理し、研究成果とともに公開する必要があるという枠組みが体系的に示されました。

二つ目は、国際医学雑誌編集者委員会 (ICMJE) による論文投稿時の利益相反開示フォームの標準化です。現在では、医学系雑誌において、研究に関連するすべての外部活動の開示が求められています。日本の学会誌も、この流れに追従せざるを得ない状況です。

ここで少し補足すると、研究セキュリティや研究インテグリティの文脈で

は、特定の国での客員教授就任や名誉称号の付与なども含め、外部活動全般の開示が求められる方向にあります。医学系では、利益相反管理の観点から、すでに「自分では関係ないと思ったから開示しなかった」という説明は通用しなくなっています。

三つ目は、いわゆるサンシャイン法、オープン・ペイメンツ制度です。企業から医師や医療機関への支払いが公的データベースで公開され、社会の目による検証を通じて透明性と信頼を確保する仕組みです。この制度の趣旨からすると、「自分はそのようなつもりはなかった」という主観的な意図は問題になりません。

7. 日本における利益相反が問題となった事件

日本においても、臨床研究法制定の背景となった有名な事案があります。代表的なものとして、ディオバン事件、タシグナ事件、CASE-J 事案が挙げられます。

ディオバン事件は高血圧治療薬に関する研究不正、タシグナ事件は患者データが製薬企業側に不適切に提供されていた事案です。CASE-J 事案では、統計的に有意差がないにもかかわらず、有効性があるかのような広告が行われました。

これらを踏まえて、法学分野について考えてみると、研究者が企業から寄付金などの資金提供を受けていた場合に、その企業の意向に沿うような内容の論文や意見書になっているのではないかという疑念は、歴史的に利益相反が問題となった事案と構造的に共通する問題を含んでいると考えられます。

8. ありがちな誤解1：利益相反は悪なのか（「悪ではない」＋「放置してはいけない」）

強調しておきたいことは、「利益相反があること自体、悪いことではない!!」、とはいえ、「放置してはいけない」、組織による「マネジメントが重要」という

ことです。

これは、私が日々の相談対応でも最初に必ずお伝えする点です。利益相反は、社会と接する活動をするると必然的に出てきます。企業で講演を行う、アドバイザーを頼まれる、共同研究を行う、産学連携を推進して外部資金を大学に入れる、などの活動が想定できます。こうした活動をしていれば、研究はアカデミア内のみ、財源は公的資金のみ、と決めている人以外は、大体企業との関係がある、という状況になります。

ですので、利益相反があること自体は悪いことではありません。しかし、放置されている、開示しない、透明性が欠けていることが問題です。組織によるマネジメントが重要、というのが根本の考え方です。

私が普段の業務で見ている多数の案件でも、研究体制の枠組みを大幅に変更して研究計画を検討し直さなければいけない案件は、ほとんどありません。ほとんどの案件は、利益相反を開示して透明性を担保できれば問題なく進められます。医学系でもそのような状態にあります。

9. 研究者による情報の開示と組織による情報の集約 (Trust system) →大学による管理

利益相反管理のプロセスは、①から③のとおりです。すなわち、①構成員による情報開示、大学での情報の集約 (Trust system)、②大学がリスクを具体的に把握、③大学によるマネジメント (管理) が重要、です。

大学や学会は捜査機関ではないため、基本的には研究者を信頼しています。ですので、「謝金をもらっていないと言った人が、本当はもらっていたかもしれない」と疑って、通帳の提出を求めることはありません。

とはいえ、誠実に申告する義務が研究者にあることは、きちんと伝えます。組織やコミュニティのルールがなければ、個々の研究者の誠実さや倫理観に頼ることになります。後で問題が分かったときに、組織や学会がどう対処するのか、現場で困ります。各コミュニティでルール化しておくことが、実務を円

滑に回すためには必要だと考えています。

利益相反の有無を直接評価するのではなく、まずは企業や産業界との関係性の実態を把握することが重要です。構成員による情報開示と、大学や学会などのコミュニティによる情報集約を通じて、組織がリスクを具体的に把握して、リスクの程度に応じたリスクベースド・マネジメントを行います。この考え方は、研究分野を問わず共通です。

10. 利益相反管理は「研究インテグリティ」の一部

ここで、利益相反管理を「研究の誠実性・公平性」の枠組みのなかでどのような位置付けにあるかについてお話をしました。スライドではORI (Office of Research Integrity) の記載を引用しています。

Research Integrity は、「知的な誠実さ」「自分の行動に対する個人的な責任」「責任ある研究を特徴づける様々な実践に取り組むこと」と整理されています。

そして、責任ある研究の実践には、例えば次のような項目が含まれます。

- Honesty and fairness in proposing, performing, and reporting research
- Accuracy and fairness in representing contributions to research proposals and reports
- Proficiency and fairness in peer review
- Collegiality in scientific interactions, communications and sharing of resources
- Disclosure of conflicts of interest
- Protection of human subjects in the conduct of research
- Humane care of animals in the conduct of research
- Adherence to the mutual responsibilities of mentors and trainees

ここで、「研究の計画・実施・報告における誠実性・公平性」、「査読の公平性」、「利益相反の開示」は並列に置かれています。

つまり、利益相反の開示は、研究者としての誠実性・公正性を担保するた

めリスクマネジメント手法の一つとして位置づけられる、ということです。ORIの参照ページは、<https://ori.hhs.gov/education/products/ucla/chapter1/page02.htm>です。

11. ありがちな誤解2：「私は関係ない」→研究者全員に関係する

前項のとおり、「責任ある研究を実践するために、研究の誠実性・公平性を担保するリスクマネジメント手法の一つが利益相反マネジメント」です。

そうすると、「私」が研究者である限り、「私は関係ない」というのは誤解で、現実には、「研究者全員に関係する」です。

ここは、分野にかかわらない話です。「私」が研究者でなければ関係ないのかもしれませんが、その方が研究者として活動を行っている限り、どの分野の研究者にも関係があります。

12. 大学によるマネジメントが適切になされている状態とは？

大学によるマネジメント（管理）が適切になされていることの意味は、次の通りです。

すなわち、組織としての大学が、①公正性・透明性を担保する、②社会的な信頼を得る、③①・②を前提に組織が構成員と構成員の自由な活動を守る、ということです。

そして、「透明性の担保が研究活動を萎縮させる」というのは誤解で、現実には、「リスクのマネジメントは禁止ではない」「リスクをマネジメントすることにより研究者と自由な研究活動が守られる」です。

私はここで、車の例を出しました。走りたい場所を走っていいのかということ、そうではありません。道を走れますし、信号は止まらなければいけません。面白そうだからと赤の他人の敷地を走ることもありません。こういうことを前提に、私は車が好き、ドライブが好きという話です。好きなように、他人の敷地

に入れそうなので走ってみる人はいません。全ての自由はルール有りきです。

ですので、ルールがあるからといって研究活動が萎縮させられるわけではありません。逆にいうと、ルールは、萎縮しないようにきちんと議論して作っていかねばいけません。先生方の研究活動を止めようとしているわけではない、というのが大前提です。

13. AAMC (2008) からの引用

「利益相反管理は止めるためではない」ことは、アメリカ医科大学協会が公開している資料からもわかります。

こちらには、このように書かれています。

「両協会（AAUおよびAAMC）は、現在の高等教育および医学における利益相反（COI）ポリシーとその実務的な運用が、各機関の基本的価値に引き続き適合し、学術研究の誠実性と信頼性に対する社会の継続的な信頼を正当化し得るものとなっているかを検証することを決定した。」（“A Report of the AAMC-AAU Advisory Committee on Financial Conflicts of Interest in Human Subjects Research” AAMC, 2008）

そして、英語の原文引用として、「the associations resolved to examine the extent to which current conflict of interest policies and management practices in higher education and academic medicine continue to conform to the institutions' core values and justify continued public confidence in the integrity and credibility of academic research.」とあります。

お伝えしたいことは、利益相反管理は「先生の研究を止めるため」ではなく、あくまでも「信頼確保の問題」だという点です。ポリシーや運用を整備し、社会からの信頼に継続的に応えられるものかどうかを検証する、という方向性です。

14. 研究の利益相反管理で担保するもの

「研究の利益相反管理で担保するもの」は、次の3点、すなわち、①研究の客観性・公正性、②透明性、③社会からの信頼です。ただし、人の生命・健康に影響を与える研究の場合は、『研究対象者の安全性』が最優先です。

製薬会社の例でいうと、ある会社の薬の効果・安全性を検証する研究を立ち上げたときに、効果が特にないというデータが出ていたとします。その会社から多額の寄付金や謝金をもらっていた場合、効果がないというデータがあるにもかかわらず、効果があるように見せたいというバイアスがかかり、データを操作してしまう不正が起こり得ます。これが、分かりやすい意味での研究不正です。

臨床研究のように研究対象者の生命・健康に関わる研究であれば、研究対象者として加えるべきでない疾患がある方を入れる、人数を増やしたい、など、バイアスが掛かった意思決定が安全性にも関わってきます。

透明性については、手続きの透明性もありますし、利益相反の開示によって透明性を担保するという側面もあります。

社会的信頼は、一定の大学やコミュニティから出てくる研究成果が、その時々「信頼できる」と評価されることを意味します。その信頼に依っていくのが、利益相反管理の大事な柱の一つです。

15. 「利益相反」vs「責務相反」

(1) 利益相反 (Conflict of Interest)

利益相反には、①個人としての利益相反 (Individual Conflict of Interest)、②組織としての利益相反 (Institutional Conflict of Interest)、③政府調達上の組織的な利益相反 (Organizational Conflict of Interest) があります。

ここでは、研究活動の計画・実施・報告や組織の活動との関係で問題となるものがないか、判断の客観性・中立性を損なう影響があるかどうか、判断のバイアスの問題がポイントになります。

(2) 責務相反 (Conflict of Commitment)

責務相反のポイントは、本務先機関において職責をきちんと果たしているか、主に教育者・研究者としての時間・エフォート管理の問題であり、一つの案件のなかで利益相反と併存することもあるということです。

つまり、外部活動の管理は「お金」だけではなく、時間や業務への力の入れようとの関係でも問題になり得る、という整理です。

16. 個人／組織の利益相反の定義

定義を、3つの要素で整理しています。すなわち、①研究者／組織の意思決定権者の意思決定／行動が、②産業界からの経済的利益の影響で生じた、③バイアスの影響を受ける／受けるように見える状態です。

ここでよくある誤解は、「何に気をつけたら良いのかわからない」というものですが、現実として、「判断の客観性・中立性の問題」であることに留意すれば、対策が立てやすいです。

別の誤解として、「私はいつも誠実に行動している」というものもありますが、現実として、利益相反管理は、「主観ではなく、社会からの『見え方』の問題」なので、「私」の主観的な誠実さは無関係です。

例えば、医学系では、データの取得や解析を担当する責任者がたくさん謝金や寄付金をもらっている場合、意思決定バイアスが疑われやすいです。そこで、対策として「利益相反状態にある人は生データに触れられないようにする」「独立のデータマネジメント委員会を立ち上げる」「解析はその研究者が触れない場所で行う」など、独立性を担保する対応を組み込むこと等が、利益相反管理の手法です。

また、「いつも誠実に行動している」というのは、もちろんそうだろうと思います。しかし、客観的に意思決定の中立性が担保されていないように外から見えてしまうことが問題です。パブリックパーセプション、つまり外からどのように見えるのか、という話です。先生自身を個人的に疑っているのではなく、

見え方を気にしているのだ、とはっきり伝えるしかありません。

17. 実務：「止める」ではなく「こうすればできる」

医学系でも人を対象とする研究で、利益相反管理の観点からの対策を研究計画に盛り込まなければ進められないケースがあります。このようにしなければ進められない、研究計画に盛り込むべき対策を、マネジメント側が伝える必要があります。やめてください、研究開始できません、だけでは絶対に終わりません。

研究者がやりたいことはそもそも何なのか、を聞きます。違法に近いような絶対に認められない計画を真正面からやりたがる研究者は、まずいません。ただ、やりたいことは自身で考えていて、短絡的に、このようなことをして、こちらの会社を入れて、自分の関わっている会社の人を入れて、このようにすればできると、勝手にプランが出来上がっていることがあります。本当に行いたいことは、何なのでしょう。知り合いを「誘って」行う必要があるのか、など、何をしたいのか、との関係で解きほぐして、このようにすれば、先生が研究者としてやりたいことが達成できるもって行き方をしなければ、「私の研究を止めるのか」という言葉がでできます。

研究を止めるのか、というのは、研究者が使うキーワードです。研究を止めるのかと言われると、現場は何も言えなくなります。止めるのではなく、このようにしてもらえればできる、「このようにすればできる」という部分について、研究者と工夫を議論する必要があります。伝え方の工夫は必要ですが、このようにしてくれればできますよ、研究者がやりたいことを実現するにはどのようなすればよいのか、一緒に考えましょう、という方向に、話を持っていきます。

ただ、どうしても「このようにしてくれれば」を研究計画に実装できない場合は、研究者に諦めていただくことになります。ただ、こういうケースは滅多にありません。基本的には、「このようにしてもらえればできる」と対策を提案するところまで、マネジメント側は行う必要があります。

18. Organizational Conflict of Interest (OCI) の紹介（定義と具体例）

「政府調達上の組織的な利益相反（Organizational Conflict of Interest：OCI）」として、新たな Federal Acquisition Regulation（連邦調達規則）での定義（概略）を示します。

ポイントは、2点です。

第1が、客観性の侵害（Impaired Objectivity）であり、「エンティティが政府に対し公平ではない助言を提供する金融的またはその他の利益、あるいはインセンティブを有するか、または有する可能性がある状況」とあります。

第2が、不公正な競争優位（Unfair Competitive Advantage）であり、「偏向した基本方針（Biased Ground Rules）または不平等な情報アクセス（Unequal Access to Information）の結果として生じる」とあります。なお、最終決定は2025年12月に予定されています。

また、従来の FAR Subpart 9.5 の定義趣旨は、「組織が持つ他の活動・関係により、公正な助言や業務遂行の中立性が損なわれる、または損なわれるおそれがある状態」とあり、こちらのほうが、「おそれがある状態」という社会からの見え方を問題にすることがわかりやすいです。

具体例を3つ挙げます。

① SAIC × 米国原子力規制委員会（NRC）－客観性の侵害

SAIC（現 Leidos）は、NRC に対して規制・技術助言を提供していた一方、関連する商業活動における金銭的利益を有していました。司法省は False Claims Act 違反を主張し、1,500 万ドルで和解（2014 年）しており、「self-evaluation / self-interest」型の OCI の典型とされています。

② Aetna Government Health Plans（GAO 1995）－ Biased Ground Rules / Unequal Access の類型

TRICARE 調達仕様の作成に関与したコンサルタントが、入札者と関係を有

していたことで、ルールを設計した者が、そのルールの下で他者と競争する状況が生じていました。GAOは抗議を受け入れ、仕様を策定した業者は入札参加から排除すると判断しました。「rule-making + bidding」型OCIの原型と位置づけられています。

③ The Analysis Group（2009）－客観性の侵害の類型

The Analysis Group は、過去に設計または実装を支援したプロジェクトの評価を受託しており、機関として十分なOCIレビューの文書化が行われていませんでした。結果・示唆：GAOは潜在的OCIの検討不十分を理由に再評価を命じました。「自らの業務状況を自らが評価する」というOCIであり、事前のOCI文書化の必要性が強調されています。

19. 結び

利益相反管理が担保するのは、研究の客観性・公正性、透明性、そして社会からの信頼です。ルールは研究活動を萎縮させるためのものではなく、研究の自由を社会的に正当化するための基盤です。

研究者の活動を支えるガバナンスの一環として、利益相反管理を位置づけていくことが重要だと考えています。

立法過程への法学者の関与と利益相反

木 下 昌 彦

この度ご紹介に預かりました木下昌彦です。神戸大学の科研費プロジェクトでは、プラットフォームが果たす役割と憲法との関係について研究をさせていただいております。本日は、法学者と利益相反について、私の考えるところをお話をさせていただきたいと思います。

まず、第一に前提として指摘しておくべきことは、今日、国立大学を中心として大学における研究者の研究費は圧倒的に不足をしているということです。従前、といいましても、国立大学法人化する20年以上も前の話ですが、研究者は、相応の研究費を大学から支給されており、それによって、研究をすることが可能でした。しかし、運営費交付金の断続的な削減が続き、国立大学に財政的余裕がなくなってきました。一方で、大学の授業料についても世論からの圧力もあり容易に上げることができない状況です。そのなかで、近年は急速な物価高にも直面しております。また、学問の国際化に伴い海外出張も増えております。科研費という政府の競争的資金もありますが、これは博打みたいなもので常にもらえるとはかぎりません。そのなかで、政府や大学ではなく、企業が提示する様々なファンドに法学者も頼る傾向が強くなってきています。

私自身は、研究者が企業からお金をもらうということ自体は否定するつもりはなく、むしろ、大学の予算が逼迫しているなかで、資金提供を申し出ただけの企業様には非常に感謝しております。企業や団体からの支援なしでは、研究はできません。むしろ、私は、政府が予算を削り、国民も授業料の値上げについて反対をしているなかで、大学の研究が企業や団体の支援によって成り立つことを国民は承認しているのではないかと思います。

ただ、そのようななかでも、研究者がどこの団体からもらったのか透明化を

したほうがいいという議論があります。禁止より透明化というのはどこかで聞いたことがあります、学問の分野においても言えることだということになります。

もっとも、法学者の活動のうちどの部分についてどの程度透明化をすべきかという問題はあります。法学者が特に政策形成過程に比較的重要な影響を与える場面としては、三つ挙げることができます。第一は、論文や著書の発表です。法学者の論文は立法や判決を形成するうえで、その基礎となることが少なくありません。第二は、訴訟における意見書です。裁判において特に難しい法律問題が問題になる場合には、事件の当事者の弁護士・代理人から法律問題について意見書の執筆を法学者が依頼されることは、とりわけ権威のある先生方には少なくありません。第三は、審議会です。審議会は、上記の三つの場面とは異なり直接政策形成に影響を与えますので、後ほどゆっくり触れることに致します。

これら三つの場面において、法学分野においては、いずれの場面でも、当該法学者が、どのような企業や団体からどの程度資金援助を受けていることを示さなければならないという業界慣行は必ずしも確立していないのではないかと思います。もちろん、留学や出版において財団から資金援助をもらった場合にはその旨を記載しますが、それは財団との関係であって、論文や著書の成果発表の透明性を高めるという観点からのものでは必ずしもないのではないかと思います。

このように企業や財団からの研究支援に関する透明化があまり法学の分野において現れない理由の一つは、おそらく法学の議論がそもそも事実を扱っていない、本来的に中立的で客観的なものではなく、究極的にはそれぞれの研究者のパースペクティブを論じているに過ぎないという見方があり、その点で自然科学とは異なるという側面があるからであるように思います。自然科学の場合、例えば、ある医薬品について癌に効果があるという臨床結果が発表されましたら、それは、医師も処方しますし、患者もその薬を飲むわけです。その影響は直接的ですし、また、命にもかかわってきます。しかし、法学の場合は、どんなに権威のある先生が、例えば、この法律は違憲だといったところで、そ

の法律がただちに違憲になるわけではなく、裁判所が究極的に判断しますし、裁判所もそれは、その研究者の一意見に過ぎないものとして、その論文を読むわけです。もちろん、ここで、透明化は必要ないということまで述べるつもりはないのですが、透明化の必要性の程度という観点から、自然科学と法学の違いというのはあるのだらうと思います。

ただ、論文とは異なって、法学者が審議会に委員として加わる場合には、より慎重な検討が必要ではないかと考えております。専門家によって構成される審議会が政策形成過程に参加するということはもちろん各国に類似の制度がありますが、日本の場合、次に述べるような特有の重要性があるのではないかと思います。

憲法上、立法を行う機関は国会です。法律は、国会議員が法案を提出し、委員会でのインテンシブな審議を経て、本会議で成立することを建前としています。しかし、日本では、国会議員が法案を提出する割合は少なく、内閣が法案を提出するいわゆる内閣提出法案が7割以上を占めております。特に国民生活に影響の大きい重要な法改正の殆どは内閣提出法案が占めております。内閣提出法案は、与党から提出されるものですので当然成立する可能性が非常に高いものとなっております。おそらく、議員定数削減という議論が出てくる背景には、このような実務を前提に本当に国会議員はそんなにいるのかという国民の疑問もあるのではないかと思います。

ここで私が注目させていただきたいのは、この内閣提出法案が形成されるプロセスです。内閣提出法案の多くは官僚がドラフトするのですが、そのドラフトのプロセスに審議会という有識者の会議が介在します。とりわけ重要な法案は、法務省の法制審議会や各省庁の審議会において法案の方向性や内容が議論されます。多くは審議会が了承したものが法案になります。審議会と官僚との関係は状況において様々です。藁人形と言われ、官僚のドラフトのラバースタンプにしか過ぎない場合もあると言われております。しかし、実質的な内容が議論され、官僚のドラフトが修正される場合もありますし、委員が激しい反対をした場合、法案の提出が見送られることもあります。2019年の著作権法にお

ける違法著作物のダウンロードの刑事罰化などは、審議会において激しい反対があったのち、結局、法案提出が見送られました。

審議会の人選は一つの大きな問題で、基本的には各省庁の官僚たちによって人選が行われております。ただ、多くの場合には、特に法学の分野においては、その分野の専門家で、人格的にも素晴らしい方が担当されているように思います。実際に、基本的に法学上の論点になることの多くは審議会で綿密な議論がなされております。逆に言えば、法案が提出される段階においては、多くの検討事項が審議会で議論され解決済みで改めて国会で議論することは相当少なくなっているという実態があります。

もちろん、国会でも委員会を中心に専門的な議論がなされます。ですが、多くの場合、国会で法案が修正されることはほぼなく、そもそも与党が法案を提出していることもあり、法案は原案通り成立します。逆に言えば、法案の修正や方向性の変更といったものは国会の委員会よりはむしろ審議会のほうが重要になってきます。機能的観点から申し上げますと、本来、国会の委員会が果たすべき役割の幾つかの重要な部分を審議会が担っていると言っても過言ではありません。

もっとも、ここで重要になってくるのが、法学者が審議会の委員になるということと利益相反の関係については十分に詰められていないということです。国会議員については、昨今、政治と金が大きな問題となっており、政治家が受け取る企業や団体からの献金については政治資金規正法により厳しい制約があります。受け取ったお金は、原則として政治資金収支報告書に記載をしなければなりません。他方で、審議会の委員については、どのような企業や団体から、どの程度の額を受け取っているかについては、明らかになっておりません。実際には、当該法案と利害関係のある企業から研究費の支援を受けている場合もあるものと思います。その場合、もちろん、その委員は、専門的な知見に基づいて審議会の議論に参加されることになりますが、やはり、自身の研究のスポンサーとなってもらっている企業の利益と相反するような意見を言うことは難しいかもしれませんし、躊躇されるかもしれません。

論文の場合、さきほども申しましたように、その論文が実際に政策や裁判に反映させるためには、その論文がアカデミックな場で議論され、批判され、やがて支持されていくという経緯を経る必要があります。しかし、審議会の委員の場合、その委員の発言、あるいは発言しないことが、直接法案の内容に影響を与えることになります。その意味で、論文以上に透明性が求められることになるのではないかと思います。

実際に機能的には国会の委員会に類似している審議会に企業団体献金の統制が及んでいないことは不思議なことです。特に危惧されるのは、今後、政治家に対する企業団体献金に対する統制が厳しくなっていった場合には、企業や団体は、ほとんど、規律がないに等しい審議会の委員を通じて影響力を行使する可能性があるということです。政治家に対する統制が厳しくなればなるほど、逆に審議会の委員への監視も強める必要があるかもしれません。

もっとも、とはいえ、審議会の委員の透明性を高めるというのは必ずしも容易ではないということも最後に付言させていただければと思います。審議会の委員というのは、正直、報酬は極めて少なく、他方で膨大な時間を費やすことになります。研究のネタを仕入れるいい機会になることもありますが、基本的には研究時間の多くを削られてしまいます。また、審議会での発言内容についてインターネットで誹謗中傷まがいの批判がなされることもあります。研究者の多くは、好んで審議会委員をやっているというよりも、公共のためにいわばボランティア精神で参加しているというのが実態ではないかと思います。その委員に就任する際に、これまで資金援助を受けてきたファンドを全て詳らかに明らかにせよということになると、事務負担も大変です。細心の注意で報告書を書いているはずなので政治家でも記載漏れが日々指摘されているところです。研究者には、政治家のような秘書もいませんし、透明化の作業をしなければならないとしたら、それは大きな負担になって、かえって、審議会の委員になることを避けるようになるかもしれません。実際、法科大学院教育では透明化が求められておりますが、研究者にとって相当な負担になっていることはほぼ私たちの分野では常識になっているように思います。そうすると、結局、専門的

な知識が法案の形成過程に反映されないということになるかもしれません。より最悪のシナリオとしては、良識的な人は審議会に参加なくなり、逆に、審議会の委員になって、特定の業界の利益になることを主張し、それによって企業や財団からの寄附をもらおうとする人だけが審議会の委員になるかもしれません。

この点は大きなジレンマではないかと思います。おそらく、審議会や委員会について、一律に利益相反を問題とすることは適切ではなく、審議会の性質などにおいて個別的に考えていく必要があるかもしれません。この折り合いについては、私はまだ定見を持ち合わせておりませんので、本日のこれからの議論、あるいはこれからの公の議論において、深めていただければと思います。

【資料】世界競争法学会（Academic Society for Competition Law（ASCOLA）） 透明性および開示に関する宣言（2025年）

（和久井理子監訳）

概説

本文書は、2018年 ASCOLA 宣言を更新するものである。2018年宣言の成功および影響力を基礎として、本改訂文書は、他の法域および学会における経験および慣行調査を踏まえて当該宣言を明確化し、拡大するものである。

第1章には、本文の残りの部分で使用される利益相反、研究成果および外部資金の定義が規定されている。利益相反が発生する可能性のある状況としては、(i) 研究者が外部研究資金およびその他の重要な便宜を得る場合、(ii) 利益相反を認識させ得る人的関係がある場合の2つがある。

第2章は、中核を成す。第5条は、利益相反が研究成果に影響を及ぼす場合に利益相反のもととなる事項を開示する義務を定める。第6条は、本宣言が最低限の基準であること、および他のルールの適用を妨げるものではないことを明らかにする。調査した法域には、本宣言と同等かつ特定の場合に適用される他の開示ルールが存在する法域があり、それらが本宣言と同等であるか、または本宣言よりも高度な基準を定めるものであれば、会員の所属機関または資金提供者から要求された場合に当該会員が当該ルールを利用できるものであることから、このような規定が必要である。

第3章は、様々な状況（記事、イベント、メディア、論文の公募、非会員の共著者、データ、編集者または審査員である会員むけの開示ルール）における第5条の適用について定める。第3章で扱われていない状況においても、会員は

第5条の一般的な開示ルールに拘束される。

第4章は、会議の主催について規定する。

第5章には、ASCOLAが透明性の向上を提唱するために協力すべき他の機関へ向けた、ソフトな勧告が記載されている。

前文

Academic Society for Competition Law（以下、「ASCOLA」または「本学会」）の目的の一つは、競争法分野の学術研究の発展を促進することである。⁽¹⁰⁾ 本学会会員が外部資金その他の重大かつ個人的な利益相反を開示することは、当該目的にとって不可欠の構成要素である。

ASCOLAは、会員が研究のために外部資金その他の形態による実質的な支援を獲得し、他の機関に所属し、またはそのいずれかを行うことを認識している。こうした活動は、会員の研究成果に利益相反があるとの見方を生じさせる可能性がある。利益相反は、資金または実質的な支援の源泉が、明示的に特定の立場に対して有利に働くようにするものであるか否かにかかわらず生じる。人的関係も、一定の状況では、利益相反の認識を生じさせる可能性がある。

研究の公正性を促進すべく、本宣言は、ASCOLA会員の研究成果における高水準の透明性を確保するためのルールおよび推奨事項（勧告）を規定し、これを実行可能な一連の開示プロセスに組み込む。

第1章 定義

第1条 利益相反

- (1) 利益相反は、ASCOLA会員の資金またはその他の実質的もしくは個人的な利益が、研究成果を生み出す過程において、その客観性または独立性を損なうと合理的に知覚され得る場合に生じるものである。

(10) ASCOLA憲章（2003年11月）第2条。

- (2) 実質的な利益が利益相反を発生させる場合には、第3条に規定される外部資金を獲得する場合および第4条第2項に規定される会員が種類を問わず法的手続の結果に経済的な利害を有する場合が含まれる。
- (3) 個人的な利益相反は、第4条第1項に定義されている。

第2条 研究成果

本宣言は、次のものを含むすべての形態の研究成果に適用される。

- (1) 書籍、雑誌、一般紙および専門紙ならびに定期刊行物といった伝統的な専門メディアにおいて、または、ブログ、インターネット研究ページ、ディスカッションペーパー若しくはワーキングペーパーといったその他の専門メディアでデジタル形式により公にされる研究（以下これらを「論稿等」と総称する）
- (2) 会議、ワークショップ、セミナー（以下「イベント」と総称する）における研究報告
- (3) 伝統的および非伝統的な専門または非専門のメディアならびにソーシャルメディアでの取材を通じた研究の発表

第3条 外部資金

外部資金とは、ASCOLA会員の研究成果に影響を与えるか、または影響を与えるとみられ得る金銭および現物による直接的および間接的な支援（財源）をさす。

- (1) 外部資金とは、ASCOLA会員の所属大学の給与以外の支援（財源）をさす。これには、法律事務所、経済コンサルタント、企業、非政府組織（NGO）からの資金、規制機関からの資金、国または地域の資金拠出機関からの資金が含まれる。
- (2) 直接的資金とは、研究成果をもたらすプロジェクトのために ASCOLA 会員またはその所属機関に対して特に割り当てられる金銭的支援をさす。これには、助成金ならびにプロジェクト向けの給与および契約の両

方が含まれる。ただし、各資金提供者からの年間1500ユーロ未満の軽微な支援は含まれない。

- (3) 間接的資金とは、特定のプロジェクトまたは成果のためのものではないが、ASCOLA 会員を一般的にまたはその研究環境を支援するための財源をさす。これには、組織の経費、設備を対象とする金銭等の支援、または会員の時間に対する一般的な支援が含まれる。
- (4) 現物支援には、研究の支援となるデータへのアクセス権、施設へのアクセス権、その他の非金銭的措置が含まれる。

第4条 人的関係およびその他の重大な利益相反

- (1) 人的関係には、会員の配偶者またはシビルパートナーが以下に該当する場合が含まれる。
 - a) 競争または規制当局の公務員
 - b) 裁判官または類似の司法官職
 - c) 関連する訴訟または行政手続における原告または被告
 - d) 関連する訴訟または行政手続における弁護士
 - e) 関連する訴訟または行政手続における専門家証人
 - f) かかる手続の当事者である主体に雇用されているか、当該主体に相当程度の金銭的利益を有する場合
- (2) 重大な利益相反には、第3条に定義された外部資金に加え、研究で扱われる事項に関与する当事者との間の以下を含む直接的金銭関係が含まれる。
 - a) 雇用、相談または助言関係
 - b) 金融投資または持合株式
 - c) 専門家の証言または法務サービスに対する報酬
- (3) 重大な利益相反には、以下も含まれる。
 - a) 現在の、従前（過去3年以内）の、または将来に予定されている業界の提携先で、ASCOLA 会員が報酬を受け取るもの
 - b) 現在の、従前（過去3年以内）の、または将来に予定されている営利また

は非営利団体（例えば、シンクタンク、研究センター、規制当局、政府機関）との提携で、その方針の範囲、目標または金銭的利益がASCOLA会員の研究テーマに関係し、かつ、それについてASCOLA会員が報酬を受け取るもの

第2章 開示

第5条 開示義務

ASCOLA会員は、外部資金（第3条に定義されている）の支援（源泉）および資金提供者の関与ならびにその研究成果における人的関係およびその他の重大な利益相反（第4条に定義されている）を開示するものとする。

第6条 最低基準

本宣言は、開示の最低基準を定めるものである。これは、ASCOLA会員が服するより広範な開示義務に影響を与えるものではない。

第3章 開示ルール

第7条 記事における各種開示

- (1) 論稿等（本宣言の第1条第1項「ママ」に定義されている）では、提供される金銭的支援であって、研究に役立ったもののすべての直接的および間接的源泉、ならびに人的関係およびその他の利益相反（第4条に定義されている）を示す開示を行うものとする。
- (2) 開示では、研究デザイン、データ収集、資金提供者が行使した内容・構成に対する影響、および公表の決定を含む研究過程における資金提供者の関与の程度を明らかにするものとする。
- (3) 記事を依頼された場合（すなわち、合意した条件に基づいて何らかの主体から明確に依頼された記事である場合）には、その旨を明示的に開示

するものとする。当該開示には、通常、依頼主体の名称およびそれが内容の作成において果たした役割を含めるものとする。

- (4) 支援に秘密保持義務が伴う場合には、その事実を、当該義務が許容する限度内の多くの情報とともに記載するものとする。
- (5) ASCOLA 会員は、第1条に定められた実際の、または潜在的な利益相反に繋がり得るその他の関連する要素についても開示するものとする。
- (6) ASCOLA 会員は、記事の出版社が、透明性および開示に関する方針を有しない場合であっても、本宣言に規定される開示を行うものとする。
- (7) 開示事項がない ASCOLA 会員は、その旨を声明するものとする。

第8条 イベントでの各種開示

- (1) イベントに参加する ASCOLA 会員は、第5条および第7条に定められた関連開示を行うものとする。
- (2) ASCOLA 会員は、出席するイベントにおいて透明性および開示の文化を奨励すべきである。

第9条 各種媒体における開示

- (1) ASCOLA 会員は、マスメディア（例えば、新聞、定期刊行物、ラジオ、テレビ）における取材またはコメントを求める記者に対し、刊行物には当該会員の外部資金、重要な利害および個人的な利益相反、またはそのいずれかの開示を記さなければならないことを知らせるものとする。
- (2) 開示の方法は、媒体の種類によって変えることができる。
- (3) 開示は、特定の媒体の性質によって許容される範囲にわたり行うことができる。
- (4) ASCOLA 会員は、自己のソーシャルメディアのプロフィールおよびソーシャルメディアの投稿、またはそのいずれかにおいて、第5条に定められた外部資金およびその他の利益相反の原因を明らかにするものとする。

第10条 学術的な職にない研究者に関する開示

- (1) 非会員の共著者と共に記事を公表または研究を発表する ASCOLA 会員は、共著者の雇用について開示されるようにするものとする。
- (2) 現行のデータ保護法またはその他の法律によって許容される範囲において、第5条、第7条および第8条に規定される開示義務は、共著者にも適用されるものとする。

第11条 データ

正当な（かつ開示された）理由がない限り、研究プロジェクトの目的のために収集されたデータは、入手可能な状態にすべきである。

第12条 編集者および審査員のための開示規則

- (1) 雑誌、書籍シリーズおよびその他の専門定期刊行物の編集者を務める ASCOLA 会員は、第4条に定められたとおり出版社および同僚の編集者に対して開示を行うものとする。
- (2) 記事、書籍、資金申請、推進委員会およびその他のあらゆる種類の学術的著作物の査読の審査員を務めるよう依頼された ASCOLA 会員は、第5条に基づく開示の声明を行うものとする。

第4章 ASCOLAのイベント

第13条 ASCOLA イベントの主催

以下の規定は、ASCOLA のロゴを使用する地域部会（regional chapters）が主催するイベントを含む ASCOLA イベントの主催者に適用される。

- (1) 主催者は、適切な方法により外部資金およびその他の現物支援の源を開示するものとする。主催者は、外部資金源が参加者および該当する場合は公に伝えられることを条件として、開示の形式に関する裁量を留保する。
- (2) 主催者は、すべての講演者に対し、第5条および第7条に定められた関連

開示を行うよう要求するものとする。かかる開示は、発表の前だけでなく、イベントで公表される記事においても行わなければならないものとする。

- (3) 論文募集は、第5条および第7条に定められた著者からの開示を要するものとする。開示がない場合には、提出物は検討対象から外されるものとする。
- (4) 第13条第3項の開示声明は、論文選考担当者へ提供されるものとする。
- (5) イベントの論文選考担当者は、第5条および第7条に定められたとおり、イベント主催者に開示声明を提出するものとする。
- (6) 本学会の領域外で会議を主催する ASCOLA 会員は、主催イベントにおいて透明性および開示の文化を奨励すべきである。

第5章 推奨されるグッドプラクティス

第14条：編集者および出版社に推奨される開示手続

読者が、外部資金、人的関係、および読者の読む学術成果に関連するその他の利益相反について知ることが重要である。逆に言うと、著作物を査読に付す著者が、査読を管理する者によって、発生し得る利益相反の可能性を特定および処理されることに確信を持てることが重要である。これらの前提を踏まえ、以下を査読管理担当者のグッドプラクティスとして規定する。

- (1) 雑誌、書籍シリーズおよびその他の種類の刊行物の編集者は、出版社および同僚の編集者、またはそのいずれかに対して開示を行うべきであり、かかる開示は、読者に見える形であるべきである。
- (2) 編集者は、査読者に対し、提出物の査読に同意する前に潜在的な競合する利益について開示するよう要求すべきである。
- (3) 著者の外部資金および潜在的な利益相反に関する情報は、一般に公開されるべきである。読者には、誰が研究またはその他の学術的成果物に資金を提供したのか、その資金提供者は研究およびその刊行物において何

らかの役割を担ったのか、担った場合それがどのような役割であったのかについて情報提供されるべきである。当該情報は、適切かつ視認可能な形で表示されるべきである。

- (4) 編集者および出版社は、自己の編集方針の基準として本宣言を使用することが奨励される。

第15条 法学部・法学研究科および研究クラスターに推奨される開示

個々の ASCOLA 会員による開示は学術研究の公正性を促進するための重要な要素である一方、大学、法学部・法学研究科およびその他の種類の研究クラスターは、コンプライアンスの文化の制度化において重要な役割を果たす。これを踏まえて、以下の推奨事項が定められており、これらは大学、法学部・法学研究科および形態を問わない研究クラスター（例えば、シンクタンク、大学に併設されたセンター、研究グループおよび研究を行うネットワークまたはイニシアチブ）（以下「各種機関」と総称する）に適用される。

- (1) 上記の各種機関は、研究者のための開示方針を策定すべきである。
- (2) 上記の各種機関は、その領域で公表される研究成果に関する開示方針を策定すべきであり、ウェブサイトおよび関連印刷物において資金源、個人的およびその他の重大な利益相反が開示されるようにすべきである。
- (3) 上記の各種機関は、自己の開示方針を策定するための基準として本宣言を使用することが奨励される。
- (4) 各種機関に所属する ASCOLA 会員は、学部または研究センターにおいて透明性および開示に関する方針の実施を奨励すべきである。

第16条 開示の提唱

- (1) 外部資金を受け取る ASCOLA 会員は、以下により透明性を促進すべきである。包括的な開示慣行を資金提供関係の範囲内で提唱すること。具体的には、資金提供者および資金提供団体に対して以下の事項を奨励する。
 - a) 競争法の執行および政策に関連する学術研究のために提供されたすべ

ての金銭的支援を公開するための体系的な手順を策定すること。

b) ASCOLA 会員であるか否かにかかわらず、資金提供を受けたすべての研究者に対して一貫して上記の開示要件を適用すること。

c) かかる資金提供関係に関する閲覧可能な公開記録を維持すること。

(2) 競争法および政策研究における資金提供の透明性の重要性に関する意識の向上を図ることにより、機関の改革を積極的に促進すること。

<注記>

ASCOLA Transparency and Disclosure Declaration (2025) は、< <https://ascola.org/declaration-of-ethics/>>に掲載されている。英語のみが正文である。